

平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

確定申告書B用



- 確定申告書Bは、所得の種類にかかわらず、どなたでも使用できます。
- この手引きは、一般的な事項を説明しています。
申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、
最寄りの税務署にお電話などでお尋ねください。
- この手引きでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。

お知らせ

医療費控除は、領収書の提出が不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が必要となります。

※医療費の領収書は自宅で**5**年間保存する必要があります。

※セルフメディケーション税制を適用する場合は、“セルフメディケーション税制の明細書”の添付が必要になります。

(注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

マイナンバーの記載等について

確定申告書を提出するときは、

マイナンバー(12桁)の記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付
が必要です。

本人確認
書類の例

《例1》マイナンバーカード
《例2》通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などを作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば「e-Tax(電子申告)」を利用できます。 また、印刷して郵送等により提出することもできます。



税務署 この社会あなたの税がいきている

申告手続の流れ

記載例

手順1

手順2

手順3

手順4

手順5

手順6

知りたいこと

添付書類

振替納税申込み書

下書き用申告書

目 次

ページ

1. 申告手続の流れ	1
2. 申告書の書き方	
申告書の記載例	3
手順 1 ▶住所、氏名などを記入する	5
手順 2 ▶収入金額等、▶所得金額を計算する	6
手順 3 ▶所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する	11
手順 4 ▶税金の計算をする	19
手順 5 ▶その他、▶延納の届出、▶還付される税金の受取場所を記入する	23
手順 6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する	24
(参考)申告や納税について知っておきたいこと	27
3. 申告書に添付・提示する書類	35
4. 振替納税の新規(変更)申込み	37
5. 下書き用申告書	38

1. 申告手続の流れ

Step 1

書類を準備する
源泉徴収票など(35ページ)

Step 2

申告書などを
作成する(3ページ)

Step 3

申告書を税務署に
提出する

Step 4

納付する 又は
還付を受ける

平成29年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付

平成30年2月16日(金)から同年3月15日(木)まで

還付申告は、平成30年2月15日(木)以前でも行えます。

税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

ただし、一部の税務署では、**2月18日と25日**に限り、日曜日でも確定申告の相談及び申告書の受付を行います。
詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

申告書の提出方法

①郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署に送付する。

②住所地等の所轄税務署の受付に持参する。

税務署の時間外受取箱への投函により、提出することもできます。

③e-Taxで申告する。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、平成30年1月15日(月)から同年3月15日(木)までの間は、24時間e-Taxにより送信できます(メンテナンス時間を除きます。また、1月15日(月)は、午前8時30分からご利用いただけます。)。

◆郵便又は信書便で送付する場合

○收受印のある確定申告書の控えが必要な場合は、複写により作成した(複写式でないものについては、ボールペンで記載した)申告書の控えのほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください。)を同封してください。なお、申告書の控えへの收受印の押印は、收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

○確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付する必要があります(郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。)。

詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

○通信印を提出日とみなします。通信印が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

納税の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。

平成29年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の納期限は、

平成30年3月15日(木) です。

①振替納税を利用する。

平成29年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の振替日は、

平成30年4月20日(金) です。

確実に振替納付できるよう、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※振替納税のお申込みは、**平成30年3月15日(木)** までにこの手引きの37ページの『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』に必要事項をご記入の上、所轄税務署又は金融機関に提出してください。

※転居等により所轄税務署が変わった場合や、振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手續が必要となります。

※振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

②e-Taxで納付する。

自宅等からインターネットを利用して納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

③クレジットカードで納付する。

インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

④金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

金融機関又は税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する方法です。

なお、納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

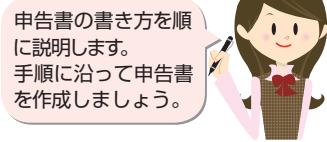
※税金の延納について(→23ページ)

還付金の受取方法

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます。

預貯金口座への振込みによることができない場合には、最寄りのゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に出向いて受け取る方法もあります。

2. 申告書の書き方



- この手引きの各項目における記載例は、原則としてこの「申告書の記載例」を使用しています。
- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。※この手引きでは、記入した部分を便宜上青色で印刷しています。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる



記入例②



記入例③



申告書の記載例

第一表

手順1
5ページ参照

○ ○ 税務署長 30年2月16日 平成 29 年分の 所得税及び 復興特別所得税		F A 0 1 2 3	
住 所 (又は 事務所 居宅な ど)	〒 〇〇市△△町×-××-×	個人番号 フリガナ 氏名 性別 職業 男(女) 〇〇小売業	国税 太郎
平成30年 1月の 住	同上	屋号: 雅号: 生年 月日 3 4 3 . 0 8 . 0 1	世帯主との続柄: 國税太郎 自宅勤務先: 携帯 電話番号: XXX-XXX-XXXX
収 入 金 額 等	(受付印) (単位は円) 事 営 業 等 農 業 不 動 产 利 子 配 当 給 与 雜 公 的 年 金 等 そ の 他 總 合 譲 渡 短 期 長 期 一 時	種類 青 金 白 銀 国 出 残 未 理 由 表 示 特 楽 整 理 番 号 課 稅 上 の ⑥ に 対 す る 税 額 又 は 第 三 表 の ⑥ 配 当 控 除 (特 定 増 改 修 等) 区 分 住 宅 借 入 金 等 特 别 控 除 税 金 の 計 算 所 得 金 額 合 計 事 営 業 等 農 業 不 動 产 利 子 配 当 給 与 雜 總 合 譲 渡 短 期 長 期 一 時	3 1 2 0 0 0 0 2 1 4 5 0 0 8 0 0 0 1 0 0 0 0 1 9 6 5 0 0 1 9 6 5 0 0 4 1 2 6 2 0 0 6 2 6 6 7 5 6 7 1 3 3 0 0 0 1 0 1 2 0 0 3 1 8 0 0 △ 5 0 0 0 0 0 1 5 3 1 5 1 6 8 0 0 1 5 0 0 0

手順2
6ページ参照

確定申告書には、
申告の都度、マイ
ナンバー（個人番
号）を記入する必
要があります。

手順3
11ページ参照

第一表
(平成二十九年分以降用)

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

手順4
19ページ参照

納 税
申 告
住 民
資 産
総 合
分 類
統 算
通 信
年 月
連 帯

手順5
23ページ参照

該当する事
項がある方
のみ記入

手順5
23ページ参照
還付される
税金のある
方のみ記入

理 由 印 押 し 印 署 名 電 話 番 号	銀行 金庫 組合 農協 預 金 種 類	普通 当 座 銀 行 賃 貸 金 口 座 番 号	本店 支店 出張所 本所 支所
郵便局 名 等 記 号 番 号	預 金 種 類	普通 当 座 銀 行 賃 貸 金 口 座 番 号	
整 理 欄 補 完	A B C D E F G H I J K 年 月 日 名 簿		確認

- 申告分離課税(→27ページ)の所得がある方は、「第三表(分離課税用)」を申告書Bと併せて使用します。
- 所得金額が赤字の方、所得金額から雑損控除額(→11ページ)や繰越損失額(→23ページ)を控除すると赤字になる方は、「第四表(損失申告用)」を申告書Bと併せて使用します。
- 「第三表」や「第四表」を使用する場合など、次の説明書をご用意していますので、必要に応じてご覧ください。
 - 『確定申告の手引き(損失申告用)』
 - 『譲渡所得の申告のしかた(記載例)』
 - 『株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)』
 - 『山林所得の申告のしかた(記載例)』

第二表

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所	○○市△△町×-×-×
屋号	国税商店
氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎

○ 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
配当	株式の配当 ○○電気株式会社	80,000	12,252
給与	給料 ○○産業株式会社	1,920,500	40,000
雑	原稿料 ○○出版	150,000	15,315

(44) 所得税及び復興特別
所得税の源泉徴収税額の合計

67,567

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
配当	上記のとおり	80,000	0	80,000
雑	上記のとおり	150,000	20,000	130,000
一時	生命保険金 ○○生命	2,500,000	1,900,000	600,000

○ 特例適用条文等

措法41の18の2 措法41の18の3

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	統柄	生年月日	從事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
国税 一郎	XXXXXX	子	明・大 昭平 45.6.10	12月・外販売 毎日8時間程度従事	500,000

○ 住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名	個人番号	統柄	生年月日	別居の場合の住所	寄附金額控除
国税 二郎	XXXXXX	子	平 1740.20	都道府県、市区町村	120,000
				住所地の郵便番号、 室名、日本文部省 監修	110,000
				都道府県	60,000
				市区町村	5,000

配当に関する住民税の特例

非居住者の特例

配当額控除額

4,000 株式等譲渡所得控除額

事業用資産の譲渡損失など

事業税

不動産所得から差し引いた
青色申告特別控除額

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族

・事業専従者の氏名・住所

所得税で控除対象配偶者

などとした専従者

給与

一連番号

確定申告書には、申告の都度、控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。

手順3
11ページ参照

手順2
6ページ参照

手順1
5ページ参照

手順2
6ページ参照

手順2
6ページ参照

6ページ/
20ページ/
計算明細書・
説明書等
参照

手順6
24ページ参照

※ 「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄で、所得の種類が数多くあるときなど書ききれないときは、『所得の内訳書』を利用してください。

このほか第二表の各欄で書ききれないときは、欄を分割するなどして記入してください。

※ 国税庁ホームページでは、このほかの記載例も掲載しています。

手順1 ▶ 住所、氏名などを記入する

第一表 ○○ 税務署長 平成 29 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の確定申告書B

住所	〒 <input type="text"/> × × × - × × × ×	個人番号	<input type="text"/> × × × × × × × × × × × × × ×									
又は 事業所 事務所 居所など	○○市△△町×-××-×	フリガナ	コクセイ タロウ									
平成 30 年 1 月 1 日 の 住所	□□市××町×-××	氏名	国税 太郎									
同上		性別	男	職業	○○小売業	屋号・雅号	国税商店	世帯主の氏名	国税太郎	世帯主との続柄	本人	
		生年 月日	3	43	08	01		自宅 勤務先・携帯 番号	XXX-XXX-XXXX	翌年以降 送付不要	<input type="checkbox"/>	
		種類	青色	分離	国出	損失	修正	特典表示	持康	整理番号		

申告の都度、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

▶ 税務署長

申告書の提出日における住所地等の所轄税務署名を記入します。

国税庁ホームページでは、各税務署の所在地及び管轄区域を掲載しています。

▶ 年 月 日

申告書の提出年月日を記入します。

▶ 表題

「平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B」の、 内に「29」と記入し、空白に「確定」と記入します。

▶ 住所

申告書の提出日における住所地の郵便番号と住所を記入します。

住所地以外の事業所や事務所、居所などの所在地を管轄する税務署に申告をする方は、() 内の当てはまる文字を で囲んだ上、事業所等の所在地の郵便番号と、事業所等の所在地(上段)と住所(下段)を記入します。

なお、住所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合には、納税地の変更に関する届出が必要です。

▶ 平成 年1月1日の住所

「平成 年」の空白に「30」と記入し、平成30年1月1日現在の住所を記入します。

平成30年1月1日現在の住所が上欄に記入する住所と異なる場合は、必ず記入します。

▶ 個人番号

申告をする方のマイナンバー（個人番号）を記入します。

本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です（→35ページ）。

▶ 氏名・フリガナ

申告をする方の氏名とフリガナを記入し、押印します。

フリガナの濁点(^\circ)や半濁点(^\circ)は一字分とします。姓と名の間は一字空けて記入します。

▶ 性別

性別を で囲みます。

▶ 職業

職業を記入します。

個人事業者の方は、事業の内容を具体的に記入します（青果小売業、自動車板金塗装業など）。複数の事業を兼業している方は、全ての事業について記入します。

▶ 屋号・雅号

事業に係る屋号や雅号がある場合に記入します。

▶ 世帯主の氏名・世帯主との続柄

世帯主の氏名と世帯主からみた申告をする方の続柄を記入します。

▶ 生年月日

元号に対応する数字（下表）、年月日（各数字2桁）の順に記入します。

例：昭和43年8月1日の場合

年月日 3 | 43 | 08 | 01 |

明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4

▶ 電話番号

連絡先電話番号を市外局番から記入し、その連絡先区分（自宅・勤務先・携帯）を で囲みます。

▶ 種類

該当する全ての項目の文字を で囲みます。

青色申告者	青色
申告書第三表(分離課税用)を使用する方	分離
国外転出時課税制度の適用を受ける方	国出
申告書第四表(損失申告用)を使用する方	損失

※ 国外転出時課税制度とは、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例（所法60の2）又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60の3）をいいます。

▶ 特農の表示

平成29年分の農業所得の金額がその年分の所得金額の合計額の70%を超えるか、かつ、その農業所得の金額のうち、その年9月1日以後に得られる分が70%を超える方（特別農業所得者）は、特農の文字を で囲みます。

▶ 翌年以降送付不要

税務署から申告書用紙が送付されている方で、翌年以降、申告書用紙の送付が必要のない方は、次のように を記入します。

翌年以降
送付不要 ← を記入

第二表 平成 29 年分の 所得税及び 復興特別所得税 の確定申告書B

住居 所 場 所 名 称 フ ル ネ イ ム	○○市△△町×-××-×
税 務 署 名 称 フ ル ネ イ ム	国税 太郎

- 申告書第一表と同様に申告書第二表にも、表題、住所、屋号及び氏名を記入します。
- 住所地以外の事業所や事務所、居所などの所轄税務署に申告をする方は、その所在地を記入します。
- 税務署から申告書用紙が送付されている方は、住所、屋号及び氏名が印字されていますので、それらに誤り等がある場合には訂正してください。

手順2 ▶ 収入金額等、▶ 所得金額を計算する

所得の種類ごとに、所得金額を計算します。

事業所得 → 6ページ
不動産所得 → 6ページ

利子所得 → 6ページ
配当所得 → 7ページ

給与所得 → 7ページ
雑所得 → 8ページ

譲渡所得 → 9ページ
一時所得 → 10ページ

※ 手順2では、総合課税(→27ページ)の対象となる所得について説明しています。

事業所得(営業等・農業)

第一表 アイ①②

所得の概要

次の事業などから生ずる所得

営業等 所得	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業 医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業 漁業などの事業 など
農業 所得	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の生産、果樹などの栽培 養蚕、農家が兼営する家畜・家きんの飼育 酪農品の生産 など

※ 事業所得は、事業税の対象になる場合があります(→26ページ)。

所得の計算

(総収入金額) - (必要経費)

※ 次の①と②のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。

①家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方

②事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円未満の方

[HP参照:『家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ』]

不動産所得

第一表 イ③

所得の概要

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得

※ 不動産所得は、事業税の対象になる場合があります(→26ページ)。

所得の計算

(総収入金額) - (必要経費)

申告書の書き方

第一表

⑦欄	又は ①欄 … 収入金額	『青色申告決算書』又は 『収支内訳書』から転記 します。
①欄	又は ②欄 … 所得金額	
⑤⑥欄	… 専従者給与(控除)額の合計額	

第二表

- 「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄
… 該当事項を記入します。
- 「事業専従者に関する事項」欄
… 事業専従者の氏名、マイナンバー(個人番号)、生年月日、従事月数などを記入します。
※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。
- 「特例適用条文等」欄
… 社会保険診療報酬(措法26)、転廃業助成金(措法28の3)などの課税の特例の適用を受ける方は、該当条文を記入します。

総合課税の利子所得

第一表 イ④

所得の概要

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得

※ 預貯金、特定公社債(→28ページ)以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、源泉分離課税(→27ページ)ですから申告することはできません。

※ 総合課税の対象となる利子等は、申告分離課税を選択することはできません(→28ページ)。

申告書の書き方

第一表

⑧欄	… 収入金額、③欄 … 所得金額	『青色申告決算書』又は 『収支内訳書』から転記 します。
⑤⑥欄	… 専従者給与(控除)額の合計額	
⑦欄	… 青色申告特別控除額	

※ 不動産所得の金額が赤字の方で、「土地等を取得するために負債の利子の額」を必要経費に算入した場合の書き方は、『青色申告決算書(不動産所得用)の書き方』、『収支内訳書(不動産所得用)の書き方』を参照してください。

第二表

- 「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄
… 該当事項を記入します。
- 「事業専従者に関する事項」欄
… 事業専従者の氏名、マイナンバー(個人番号)、生年月日、従事月数などを記入します。
※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。

所得の計算

第一表 イ④

所得の概要

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得

※ 預貯金、特定公社債(→28ページ)以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、源泉分離課税(→27ページ)ですから申告することはできません。

※ 総合課税の対象となる利子等は、申告分離課税を選択することはできません(→28ページ)。

所得の計算

(収入金額) = (所得金額)

申告書の書き方

第一表

①欄 及び ④欄

… 収入金額(所得金額)を記入します。

総合課税の配当所得

第一表 ④(5)

所得の概要

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などの所得

※ 上場株式等の配当等（大口株主等が支払を受けるものを除く。）に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます（→28ページ）。この場合、申告書B（第一表・第二表）と分離用（第三表）等を使用します。

[HP参照：「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」]

申告書の書き方

第一表

配 当	Ⓐ	80,000
配 当	Ⓑ	80,000

- Ⓐ欄 … 計算欄Ⓐの金額を転記します。
- Ⓑ欄 … 計算欄Ⓑの金額を転記します。

第二表

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
配当	株式の配当 ○電気株式会社	80,000	12,252

○ 雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
配当	上記のとおり	80,000	0	80,000

○ 住民税・事業税に関する事項（→25ページ）

配当に関する住民税の特例	円
配当割額控除額	4,000

上記の各欄に該当事項を記入します。

給与所得

第一表 ④(6)

所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得

申告書の書き方

第一表

金 給 与	Ⓐ	1920500
金 給 与	Ⓑ	1164000

- Ⓐ欄 … 計算欄Ⓐの金額を転記します。
 - Ⓑ欄 … 計算欄Ⓑの金額を転記します。
- ※ 1 給与等の収入金額が年末調整を受けたもののみである場合、「給与所得の源泉徴収票」から次の金額を転記します。
- Ⓐ欄 … 「支払金額」
 - Ⓑ欄 … 「給与所得控除後の金額」

※ 2 「区分」の□は、給与所得者の特定支出控除を受ける場合のみ記入します。

[HP参照：「給与所得者の特定支出に関する明細書」]

第二表

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は 給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
給与	給料 ○産業株式会社	1,920,500	40,000

上記の欄に該当事項を記入します。

計算欄

配当等の収入金額(税込み)	(合計)	Ⓐ
負債の利子		Ⓑ
配当所得の金額 (Ⓐ - Ⓑ)	(赤字のときは0円)	Ⓒ

※ 負債の利子は、株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。

設 例

上場株式等に係る剰余金の配当

配当等の収入金額(税込み) Ⓐ : 80,000円 → Ⓐ欄へ
負債の利子 Ⓑ : 0円

Ⓐ 80,000円 - Ⓑ 0円 = Ⓑ 80,000円
配当所得の金額は、80,000円です。→ Ⓑ欄へ
(所得税等 : Ⓐ 80,000円 × 0.15315 = 12,252円
住民税 : Ⓐ 80,000円 × 0.05 = 4,000円)

計算欄

給与等の収入金額(税込み)	(合計)	Ⓐ
Ⓐの金額	給与所得の金額	
~ 650,999円	0 円	
651,000円 ~ 1,618,999円	Ⓐ - 650,000円	
1,619,000円 ~ 1,619,999円	969,000 円	
1,620,000円 ~ 1,621,999円	970,000 円	
1,622,000円 ~ 1,623,999円	972,000 円	
1,624,000円 ~ 1,627,999円	974,000 円	
1,628,000円 ~ 1,799,999円	Ⓐ ÷ 4(千円未満の端数切捨て) ,000円	Ⓑ × 2.4
1,800,000円 ~ 3,599,999円	Ⓐ ÷ 4(千円未満の端数切捨て) ,000円	Ⓑ × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円	Ⓐ ÷ 4(千円未満の端数切捨て) ,000円	Ⓑ × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 ~ 9,999,999円	Ⓐ × 0.9 - 1,200,000円	
10,000,000円 ~	Ⓐ - 2,200,000円	

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※ 給与所得者が各年において特定支出（①通勤費、②転居費（転任に伴うもの）、③研修費、④資格取得費（人の資格を取得するための費用）、⑤帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）及び⑥勤務必要経費をいいます。）をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が一定額を超えるときは、特定支出控除の適用を受けることができます。

[HP参照：「給与所得者の特定支出について」]

設 例

給与等の収入金額 **A** : 1,920,500円 → **④欄**へ

※ 給与等を2か所以上から受けている場合には、給与等の収入金額の合計額を計算欄**A**に記入し、給与所得の金額を計算します。

① **A** 1,920,500円 ÷ 4 = 480,125円 → **B** 480,000円(千円未満の端数切捨て)

② **B** 480,000円 × 2.8 - 180,000円 = **C** 1,164,000円

給与所得の金額は、1,164,000円です。→ **⑥欄**へ

雑所得

第一表 キク7

所得の概要

他の所得に当てはまらない次の所得

公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金など
その他	原稿料、講演料、印税、放送出演料、貸金の利子、生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など

※ 以下の所得は課税されません。

- 増加恩給(併給される普通恩給を含む)
- 死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金
- 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金
- 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分など

申告書の書き方

第一表

額	公的年金等	(A)	2028000
	その他	(B)	1287840
総	雑	(C)	1425028

- **①欄** … 計算欄**A**の金額を転記します。
- **②欄** … 計算欄**C**の金額を転記します。
- **③欄** … 計算欄**B**の金額を転記します。

第二表

○ 所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
雑	〇〇年金 〇〇組合	2,028,000	17,916
雑	〇〇積立年金 〇〇保険	1,287,840	28,488

○ 雜所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
雑	上記のとおり	1,287,840	1,008,812	279,028

上記の各欄に該当事項を記入します。

設 例

65歳未満の場合

公的年金等の収入金額 **A** : 2,028,000円 → **④欄**へ

その他の雑所得の収入金額 **C** : 1,287,840円 → **②欄**へ

その他の雑所得の必要経費 **D** : 1,008,812円

① **A** 2,028,000円 × 0.75 - 375,000円 = **B** 1,146,000円

② **C** 1,287,840円 - **D** 1,008,812円 = **E** 279,028円

③ **B** 1,146,000円 + **E** 279,028円 = **F** 1,425,028円

雑所得の金額は、1,425,028円です。→ **⑦欄**へ

◎ 年金所得者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税等の確定申告は必要ありません。

※ この制度により確定申告の必要がない場合であっても、所得税等の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります(→30ページ)。

※ 住民税については34ページを参照してください。

計算欄(「公的年金等の雑所得」と「その他の雑所得」に分けて計算します。)

▶ 公的年金等の雑所得

公的年金等の収入金額 (合計)
(税込み)

A 円

● 昭和28年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)の計算

Ⓐの金額	公的年金等の雑所得の金額
~ 700,000円	0 円
700,001円 ~ 1,299,999円	Ⓐ - 700,000円 円
1,300,000円 ~ 4,099,999円	Ⓐ × 0.75 - 375,000円 円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	Ⓐ × 0.85 - 785,000円 円
7,700,000円 ~	Ⓐ × 0.95 - 1,555,000円 円

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

● 昭和28年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)の計算

Ⓐの金額	公的年金等の雑所得の金額
~ 1,200,000円	0 円
1,200,001円 ~ 3,299,999円	Ⓐ - 1,200,000円 円
3,300,000円 ~ 4,099,999円	Ⓐ × 0.75 - 375,000円 円
4,100,000円 ~ 7,699,999円	Ⓐ × 0.85 - 785,000円 円
7,700,000円 ~	Ⓐ × 0.95 - 1,555,000円 円

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

▶ その他の雑所得

その他の雑所得の収入金額 (税込み)	(合計)
必要経費	
差引金額 (C - D)	

C 円

D 円

E 円

※ 家内労働者等に該当する方は、事業所得(営業等・農業)(→6ページ)を参照してください。

▶ 雜所得(公的年金等の雑所得とその他の雑所得を合計します。)

雑所得の金額 (B + E)	(赤字のときは0円)
-------------------	------------

F 円

総合課税の譲渡所得

第一表 ケコ⑧

所得の概要

ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得

譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

※ 土地や建物、借地権、株式等の譲渡から生じる所得は申告分離課税(→27ページ)となります。この場合、申告書B(第一表・第二表)と分離用(第三表)等を使用します。

[HP参照:「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」]

短期 保有期間が5年以内の資産の譲渡

長期 保有期間が5年を超える資産の譲渡

申告書の書き方

第一表

等	短	期	②	□ □ □ □ □ □
	長	期	③	□ □ 6 0 0 0 0 0

合計	総合譲渡・一時	④	□ □ 3 0 0 0 0 0
----	---------	---	-----------------

- **②欄** … 計算欄④の金額を転記します。
- **③欄** … 計算欄④の金額を転記します。
- **④欄** … 次の区分に応じて記入します。

●一時所得がない場合

計算欄④の金額を転記します。

※ この場合**②欄**と**③欄**は収入金額ではなく所得金額となり、また、**④欄**は**②欄**の金額と、**③欄**を2分の1した金額の合計額になります。

●一時所得がある場合

譲渡所得の計算後、一時所得を計算し、一時所得の計算欄④の金額を転記します。

第二表

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
長期譲渡	ゴルフ会員権 ○○ゴルフクラブ	3,600,000	2,500,000	1,100,000

上記の欄に該当事項を記入します。

計算欄①(短期譲渡所得と長期譲渡所得に分けて計算します。)

▶ 短期譲渡所得

収入金額(譲渡価額)	円	A
取得費等(※1)	円	B
差引金額(※2) (A - B)	円	C
特別控除額 (Cの金額と50万円の) (いずれか少ない方の金額)	円	D
短期譲渡所得の金額 (C - D)	円	E

▶ 長期譲渡所得

収入金額(譲渡価額)	円	F
取得費等(※1)	円	G
差引金額(※2) (F - G)	円	H
特別控除額 (Hの金額と(50万円 - D)の) (いずれか少ない方の金額)	円	I
長期譲渡所得の金額 (H - I)	円	J

※1 取得費等とは、譲渡資産の取得費(既に事業所得などの必要経費に算入した金額を除く。)から償却費相当額を差し引いた金額と、その資産の譲渡に際して直接要した費用の額などの合計額をいいます。

※2 赤字のとき又は事業所得と不動産所得のいずれかが赤字のときは、税務署にお尋ねください。

計算欄②(一時所得がない場合)

※ 一時所得がある場合には、この欄は使用せず、次の一時所得の計算欄①、計算欄②により計算します。

④ × 0.5	円	K
「総合譲渡・一時」欄の金額 (E + K)	円	L

設例

長期譲渡所得のみで一時所得がない場合

長期譲渡所得の収入金額(譲渡価額)④ :
3,600,000円
取得費等 ④ : **2,500,000円**

$$\textcircled{1} \quad ④ 3,600,000円 - ④ 2,500,000円 = ④ 1,100,000円$$

$$\textcircled{2} \quad ④ 1,100,000円 > 500,000円 \rightarrow \textcircled{1} 500,000円$$

$$\textcircled{3} \quad ④ 1,100,000円 - \textcircled{1} 500,000円 = \textcircled{4} 600,000円$$

長期譲渡所得の金額は、**600,000円**です。 → **④欄**へ

$$\textcircled{4} \quad \textcircled{4} 600,000円 \times 0.5 = \textcircled{5} 300,000円(\textcircled{4}) \rightarrow \textcircled{4} \textcircled{5} 欄へ$$

一時所得

第一表 サ 8

所得の概要

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金

申告書の書き方

第一表

— 時	(+)	1 0 0 0 0 0
合計	総合譲渡・一時 (⑦+(③+⑨)×1/2)	⑧ 5 0 0 0 0

- ⑦欄 … 計算欄④の金額を転記します。
- ⑧欄 … 計算欄⑤の金額を転記します。

※ この場合 ⑦欄は収入金額ではなく所得金額となり、また、⑧欄は⑦欄と長期譲渡所得金額の合計の2分の1の金額と、短期譲渡所得金額の合計額になります。

第二表

○ 雑所得(公用年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額
一時	生命保険金 〇〇生命	2,500,000円	1,900,000円	600,000円

上記の欄のほか、「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に該当事項を記入します。

計算欄①(一時所得を計算します。)

一時所得の収入金額 (税込み)	(合計)	M 円
収入を得るために支出した金額		N 円
差引金額 (M-N)	(赤字のときは0円)	O 円
特別控除額 (□の金額と50万円の いずれか少ない方の金額)		P 円
一時所得の金額 (O-P)		Q 円

計算欄②(譲渡所得と一時所得を合計します。)

短期譲渡所得金額 (総合課税の譲渡所得:計算欄④)	R 円
長期譲渡所得金額 (総合課税の譲渡所得:計算欄⑤)	S 円
(④+⑤)×0.5	T 円
「総合譲渡・一時」欄の金額 (R+T)	U 円

※ 事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字があるときは、この欄は使用せず、税務署にお尋ねください。

設例

一時所得のみで譲渡所得がない場合

一時所得の収入金額 M : 2,500,000円
収入を得るために支出した金額 N : 1,900,000円

$$\textcircled{1} \quad M \ 2,500,000円 - N \ 1,900,000円 = \textcircled{2} \ 600,000円$$

$$\textcircled{2} \quad \textcircled{2} \ 600,000円 > 500,000円 \rightarrow \textcircled{3} \ 500,000円$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{3} \ 500,000円 - \textcircled{4} \ 500,000円 = \textcircled{4} \ 100,000円$$

一時所得の金額は、100,000円です。 → ⑦欄へ

$$\textcircled{4} \quad \textcircled{4} \ 100,000円 \times 0.5 = \textcircled{5} \ 50,000円(\textcircled{5}) \rightarrow \textcircled{8} \text{欄} \text{へ}$$

所得金額の合計

第一表 9

- ⑨欄 … ①欄から⑧欄を合計し、記入します。

※ 所得金額の合計を行う場合で、事業所得(営業等・農業)や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字をその他各種所得の金額の黒字から控除します。これを損益通算といいます。

損益通算をする場合には、次の点をご注意ください。

- ① 総合課税の譲渡所得や一時所得がない場合で、第一表の①欄、②欄、③欄のいずれかの所得金額に赤字があるときには、そのまま各種所得の金額を合計して計算します。

② ①以外のときは計算が複雑になりますので、税務署にお尋ねください。

なお、赤字の所得が数多くある場合には、『損益の通算の計算書』を使用して計算することもできます。

- ③ ゴルフ会員権等の譲渡損失については、原則として、損益通算ができません。

※ 第一表⑩欄「本年分で差し引く繰越損失額」(→23ページ)に記載がある場合、①欄から⑧欄の合計金額から、⑩欄の金額を差し引いた金額を⑨欄に記入します。

手順3 ▶所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する

雑損控除	→ 11ページ
医療費控除	→ 12ページ
セルフメディケーション税制	→ 13ページ
社会保険料控除	→ 13ページ
小規模企業共済等掛金控除	→ 13ページ

生命保険料控除	→ 14ページ
地震保険料控除	→ 15ページ
寄附金控除	→ 16ページ
寡婦・寡夫控除	→ 17ページ
勤労学生控除	→ 17ページ

第一表 ⑩ 第二表 ⑩

雑損控除

控除の概要

- あなたや、平成29年分の総所得金額等(→33ページ)が38万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする(→33ページ)方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出※1)をした場合

生活に通常必要でない資産(書画、骨とう、貴金属、別荘など)の災害による損失は雑損控除の対象となりませんが、平成29年分や平成30年分の総合課税の譲渡所得(→9ページ)から差し引くことができます。

平成29年分の所得金額の合計額(※2)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の2分の1以上に損害を受けた場合は、雑損控除と災害減免法による税金の減免(→21ページ)との、いずれか有利な方(※3)を選びることができます。

※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。災害関連支出のうち、災害により生じた土砂を除去するための支出などの原状回復支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には3年以内)に支出したもののが対象となります。

東日本大震災に関する原状回復支出については、東日本大震災からの復興のための事業の状況その他やむを得ない事情により、災害がやんだ日から3年以内に支出することができなかった場合、その事情がやんだ日から3年以内に支出したものも対象となります。

※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額をいいます。

※3 いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

申告書の書き方

第一表

⑩ 雜 損 控 除 ⑩	□ □ □ 2 3 0 0 0 0
-------------	-------------------

⑩欄 … 計算欄①の金額を転記します。

第二表

⑩ 雑損控除	損 害 の 原 因		損 害 年 月 日		損 害 を 受 け た 資 産 の 種 類 な ど	
	火 災	29. 5. 9	住 宅 ・ 家 財	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	基礎控除
	5,800,000	円	4,800,000	円	280,000	円

上記の欄に該当事項を記入します。

計算欄

損害金額 (災害関連支出の金額を含む)	(合計)	円	A
保険金などで 補填される金額		円	B
差引損失額 (A - B)	(赤字のときは0円)	円	C
第一表⑨欄 + 退職所得金額 + 山林所得金額(※)		円	D
□ × 0.1	(赤字のときは0円)	円	E
□ - E	(赤字のときは0円)	円	F

※ ほかに申告分離課税(→27ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

□のうち 災害関連支出の金額	円	G
□ - 50,000円	(赤字のときは0円)	H
雑損控除額 (□とHのいずれか 多い方の金額)	円	I

設 例

損害金額 A : 5,800,000円
保険金などで補填される金額 B : 4,800,000円
第一表⑨欄 D : 8,070,400円
災害関連支出の金額 G : 280,000円

- ① A 5,800,000円 - B 4,800,000円 = C 1,000,000円
 - ② D 8,070,400円 × 0.1 = E 807,040円
 - ③ C 1,000,000円 - E 807,040円 = F 192,960円
 - ④ G 280,000円 - 50,000円 = H 230,000円
 - ⑤ F 192,960円 < H 230,000円 → I 230,000円
- 雑損控除額は、230,000円になります。→ ⑩欄へ

控除の概要

あなたや生計を一にする(→33ページ)配偶者その他の親族のために平成29年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用です。いずれか一方を選択し、該当する明細書で計算を行います。

HP参照:『医療費控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表

所 用	医療費控除	区分	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/>	1400											
--------	-------	----	--------------------------	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	------

⑪欄 …『医療費控除の明細書』で計算した金額を転記します。

※「区分」の□は、記入しません。

第二表

① 医控 費除	支払医療費等	341,400	円	保険金などで 補填される金額	130,000	円
---------------	--------	---------	---	-------------------	---------	---

上記の欄に該当事項を記入します。

● 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
・医師、歯科医師による診療や治療の対価 ・治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ・助産師による分べんの介助の対価 ・医師等による一定の特定保健指導の対価 ・介護福祉士等による喀痰吸引等の対価	・医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 ◦通院費 ◦医師等の送迎費 ◦入院の対価として支払う部屋代や食事代 ◦医療用器具の購入や賃借のための費用 ◦義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 ◦身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの ◦6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの ◦介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価	・容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ・健康診断の費用 ・タクシーレイ(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。) ・自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ・治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用
・保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価	・左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価	・親族に支払う療養上の世話の対価
・治療や療養に必要な医薬品の購入の対価	・かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 ・医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用	・疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用(疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。)
・病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価	・病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用	・親族などから人的役務の提供を受けたことに對し支払う謝礼

- ※1 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。
- ※2 おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用的の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- ※3 医療費は、平成29年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。
- ※4 医療費控除の対象となる介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価については、国税庁ホームページをご覧ください。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 選択適用

第一表 ⑪ 第二表 ⑪

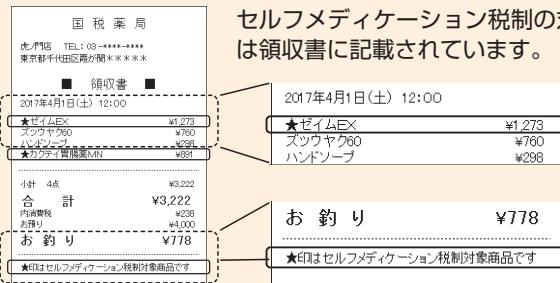
控除の概要

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする(→33ページ)配偶者その他の親族のために平成29年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は選択適用です。いずれか一方を選択し、該当する明細書で計算を行います。

[HP 参照:「医療費控除を受けられる方へ」]

領収書の表示例



セルフメディケーション税制の対象商品
は領収書に記載されています。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに明細書の添付が必要となります。

◆医療費控除又はセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けるには、明細書の添付が必要です。それぞれ様式が異なりますので、ご注意ください。

明細書の書き方は、明細書の裏面を参照してください。

明細書は、国税庁ホームページ及び税務署に用意しています。

◆平成29年分の確定申告から、医療費等の領収書の添付又は提示は不要になりました。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書は、自宅で保存する必要があります。

※ 経過措置により、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、明細書を添付せず、領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書の書き方

第一表

所	医療費控除	区分	1	⑪	□	□	□	7	3	6	0	0
---	-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑪欄 … 「区分」の□に「1」と記入し、「セルフメディケーション税制の明細書」で計算した金額を転記します。

第二表

医療費控除	支払医療費等	85,600	円	保険金などで補填される金額	円
-------	--------	--------	---	---------------	---

上記の欄に該当事項を記入します。

※健康の保持増進及び疾病の予防への取組に要した費用は、控除の対象になりません。

社会保険料控除

第一表 ⑫ 第二表 ⑫

控除の概要

あなたや生計を一にする(→33ページ)配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合の控除

健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料など

⚠ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引落し(特別徴収)されている国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
なお、国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

小規模企業共済等掛金控除

第一表 ⑬ 第二表 ⑬

控除の概要

あなたが次の掛金を支払った場合の控除

- 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金
- 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金
- 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

申告書の書き方

第一表

⑫欄 … 支払保険料の合計額を記入します。

第二表

「⑫社会保険料控除」欄

… 社会保険の種類、支払保険料の金額及び合計額を記入します。

※ 源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額を記入する場合は、社会保険の種類の欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

申告書の書き方

第一表

⑬欄 … 支払掛金の合計額を記入します。

第二表

「⑬小規模企業共済等掛金控除」欄

… 掛金の種類、支払掛金の金額及び合計額を記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、掛金の種類の欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

生命保険料控除

第一表 ⑯ 第二表 ⑯

控除の概要

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合の控除

新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

申告書の書き方

第一表

⑯	生命保険料控除	⑯	40000
---	---------	---	-------

⑯欄 … 計算欄Nの金額を転記します。

第二表

⑯	新生命保険料の計	204,000	円	旧生命保険料の計		円
生料	新個人年金保険料の計			旧個人年金保険料の計		
命控除	介護医療保険料の計					

「⑯生命保険料控除」欄

… それぞれの区分に応じ、計算欄A、B、E、F、Gの金額をそれぞれ転記します。

* 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「源泉徴収票のとおり」と記入します。

計算欄

● 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	旧生命保険料		旧個人年金保険料	
	(合計)	円	(合計)	円
A+Bの金額	控除額		C	控除額
~25,000円	Eの金額		Fの金額	
25,001円~50,000円	E×0.5+12,500円	円	F×0.5+12,500円	円
50,001円~	E×0.25+25,000円 (最高5万円)	円	F×0.25+25,000円 (最高5万円)	円

● 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

支払った保険料	新生命保険料		新個人年金保険料		介護医療保険料	
	(合計)	円	(合計)	円	(合計)	円
E+F+Gの金額	控除額		H	控除額	I	控除額
~20,000円	Eの金額		Fの金額		Gの金額	
20,001円~40,000円	E×0.5+10,000円	円	F×0.5+10,000円	円	G×0.5+10,000円	円
40,001円~	E×0.25+20,000円 (最高4万円)	円	F×0.25+20,000円 (最高4万円)	円	G×0.25+20,000円 (最高4万円)	円
合計	C+E+H (最高4万円) (Eのみについて適用を受ける場合は、最高5万円)	円	D+F+I (最高4万円) (Fのみについて適用を受ける場合は、最高5万円)	円	J+L (最高4万円)	円

▶ 生命保険料控除額

生命保険料控除額 (K+L+M)	(最高12万円)	N
---------------------	----------	---

* 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

設例 ①

支払った新生命保険料 **Ⓐ** : 204,000円

- ① **Ⓐ** $204,000\text{円} \times 0.25 + 20,000\text{円} = 71,000\text{円}$
 - ② $71,000\text{円} > 40,000\text{円} \rightarrow \text{Ⓑ} 40,000\text{円}$ (Ⓑ, Ⓛ)
- 生命保険料控除額は、**40,000円**になります。→ **⑯欄** へ

設例 ②

支払った旧生命保険料 **Ⓐ** : 24,000円
 支払った旧個人年金保険料 **Ⓑ** : 102,000円
 支払った新生命保険料 **Ⓒ** : 37,000円
 支払った新個人年金保険料 **Ⓓ** : なし
 支払った介護医療保険料 **Ⓔ** : 82,000円

- ① **Ⓐ** $24,000\text{円} < 25,000\text{円} \rightarrow \text{Ⓒ} 24,000\text{円}$
- ② **Ⓑ** $102,000\text{円} \times 0.25 + 25,000\text{円} = 50,500\text{円} > 50,000\text{円} \rightarrow \text{Ⓓ} 50,000\text{円}$
- ③ **Ⓒ** $37,000\text{円} \times 0.5 + 10,000\text{円} = \text{Ⓓ} 28,500\text{円}$
- ④ **Ⓔ** $82,000\text{円} \times 0.25 + 20,000\text{円} = 40,500\text{円} > 40,000\text{円} \rightarrow \text{Ⓕ} 40,000\text{円}$ (Ⓕ)

地震保険料控除

第一表 ⑮ 第二表 ⑯

控除の概要

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合の控除
 保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

申告書の書き方

第一表

左	地震保険料控除	⑮	□□□□	25000
----------	---------	----------	------	-------

⑯欄 … 計算欄**□**の金額を転記します。

第二表

左	地震保険料の計	25,000	円	旧長期損害保険料の計	円
----------	---------	--------	---	------------	---

● 計算欄**□**に計算欄**Ⓐ**の金額を記入したとき

「地震保険料の計」欄

… 計算欄**Ⓐ**の金額を転記します。

「旧長期損害保険料の計」欄

… 計算欄**Ⓑ**の金額を転記します。

● 計算欄**□**に計算欄**Ⓑ**の金額を記入したとき

「地震保険料の計」欄

… 計算欄**Ⓑ**の金額を転記します。

「旧長期損害保険料の計」欄

… 計算欄**Ⓐ**の金額を転記します。

* 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「源泉徴収票のとおり」と記入します。

設例

支払った地震保険料 **Ⓐ** : 25,000円

Ⓐ 25,000円(**Ⓐ**) < 50,000円 → **Ⓑ**(**Ⓑ**) 25,000円(**Ⓑ**)
 地震保険料控除額は、**25,000円**になります。→ **⑯欄** へ

⑤ **Ⓒ** 24,000円 + **Ⓓ** 28,500円
 = 52,500円 > 40,000円 → **Ⓕ** 40,000円

⑥ **Ⓓ** 50,000円、**Ⓐ** なし → **Ⓕ** 50,000円

⑦ **Ⓕ** 40,000円 + **Ⓕ** 50,000円 + **Ⓖ** 40,000円
 = 130,000円 > 120,000円 → **Ⓖ** 120,000円

生命保険料控除額は、**120,000円**になります。→ **⑯欄** へ

第一表

左	生命保険料控除	⑯	□□□□	120000
----------	---------	----------	------	--------

第二表

Ⓐ	新生生命保険料の計	37,000	円	旧生命保険料の計	24,000	円
Ⓑ	新個人年金保険料の計			旧個人年金保険料の計	102,000	円
Ⓖ	介護医療保険料の計	82,000				

計算欄（保険契約の別に記入します。）

保険契約の区分	保険契約の別に証明された支払保険料		保険料の金額
	地震保険料のみの場合	(合計)	円
A	地震保険料と 旧長期損害 保険料の両方 がある場合	地震保険料	円
B		旧長期 損害保険料	円
C		(合計)	円
D	旧長期損害保険料のみの場合	(合計)	円
E	A + B		円
F	C + D		円

▶ 地震保険料控除額

Ⓑの金額	~ 10,000円	Ⓑの金額
	10,001円~	Ⓑ × 0.5 + 5,000円(最高15,000円)
G		円
H	(最高5万円)	円
Ⓕの金額	~ 10,000円	Ⓕの金額
	10,001円~	Ⓕ × 0.5 + 5,000円(最高15,000円)
I		円
J	(最高5万円)	円
地震保険料控除額 (ⒷとⒻのいずれか多い方の金額)		
		円
K		

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

※ 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上であって、満期返戻金を支払う旨の特約があり、かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど）について、あなたが支払った保険料（旧長期損害保険料）がある場合を含みます。

寄附金控除

第一表 ⑯ 第二表 ⑯

控除の概要

あなたが次の寄附金(学校の入学に関するものを除く。)を支出した場合の控除

- 国に対する寄附金
- ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)
- 社会福祉法人に対する寄附金
- 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 特定の政治献金
- 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
- 認定NPO法人等に対して、その法人に係る認定又は特例認定(仮認定)の有効期間内に支出した寄附金
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 など

⚠ 確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例(→34ページ)の適用に関する申請書を提出している方であっても、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

※ 1 認定NPO法人等とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定NPO法人(特例認定(仮認定)NPO法人を含む)又は国税庁長官の認定を受けた旧認定NPO法人をいいます。

認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp>)をご覧ください。

※ 2 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するものを支出した場合には、それぞれ政党等寄附金特別控除(→20ページ)や認定NPO法人等寄附金特別控除(→20ページ)、公益社団法人等寄附金特別控除(→20ページ)と寄附金控除のいずれか有利な方を選択することができます。

HP参照:『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』、『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』

申告書の書き方

第一表

⑯ 寄附金控除 ⑯ □□□263000

⑯欄 … 計算欄⑯の金額を転記します。

第二表

⑯ 寄附金控除	寄附先の所在地・名称	寄附金
20,000	□□市 日本赤十字社ほか	265,000

○ 住民税・事業税に関する事項

寄附金税額控除	
都道府県、市町村	20,000
住所地の共同負担	10,000
合計(都道府県)	60,000
市区町村	5,000

●「⑯寄附金控除」欄

… 寄附先の所在地・名称を記入し、計算欄⑯の金額を転記します。

●「住民税・事業税に関する事項」欄(→25ページ)

… 該当事項を記入します。

計算欄

寄附金(※ 1)	(合計)	円	A
第一表⑨欄+退職所得金額+山林所得金額(※ 2)		円	B
⑯ × 0.4	(赤字のときは0円)	円	C
⑯とCのいずれか少ない方の金額		円	D
寄附金控除額(⑯ - 2,000円)	(赤字のときは0円)	円	E

※ 1 政党等寄附金特別控除や認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除を受ける金額は記入しません。

※ 2 ほかに申告分離課税(→27ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

⚠ 個人住民税の寄附金税額控除について

個人住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、「住民税・事業税に関する事項」欄の「寄附金税額控除」欄に記入が必要です。区分ごとに控除額が異なりますので、手引き(→25ページ)をよくご確認の上ご記入ください。

設 例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

- ① ●●県(ふるさと納税) 80,000円
- ② □□市(ふるさと納税) 40,000円
- ③ 住所地の日本赤十字社支部 90,000円
- ④ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人) 20,000円
- ⑤ 社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定) 55,000円
- ⑥ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定) 5,000円

※ ④は公益社団法人等寄附金特別控除(→20ページ)の対象となる社会福祉法人で、⑤はその対象とならない社会福祉法人です。

④に対する寄附金については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を、⑥に対する寄附金については認定NPO法人等寄附金特別控除(→20ページ)の適用を選択するものとします。

寄附金控除の対象とする寄附金の合計額⑯ :

265,000円(①+②+③+⑤)

第一表⑨欄 ⑯ : 8,070,400円

$$\textcircled{1} \text{ ⑯ } 8,070,400 \text{ 円} \times 0.4 = \textcircled{3} 3,228,160 \text{ 円}$$

$$\textcircled{2} \text{ ⑯ } 265,000 \text{ 円} < \textcircled{3} 3,228,160 \text{ 円} \rightarrow \textcircled{3} 265,000 \text{ 円}$$

$$\textcircled{3} \text{ ⑯ } 265,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円} = \textcircled{4} 263,000 \text{ 円}$$

寄附金控除額は、263,000円になります。→ ⑯欄へ

寡婦・寡夫控除

第一表 ⑯ 第二表 ⑯～⑰

控除の概要

あなたが寡婦か寡夫である場合の控除

申告書の書き方

第一表

⑯ 婦女、寡夫控除	⑯	□	□	□	2	7	0	0	0	0
-----------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

⑯欄 … 控除額を記入します。

第二表

⑯ 本人該当事項	<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除	<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 生死不明	<input type="checkbox"/> 離婚	<input type="checkbox"/> 未帰還	(学校名)
----------	----------------------------------------------	-----------------------------	-------------------------------	-----------------------------	------------------------------	-------

「⑯～⑰本人該当事項」欄

… 該当する箇所をチェック(✓)します。

* 生計を一にする(→33ページ)子のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

控除される金額

区分(要件等)

控除額

寡婦	① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や平成29年分の総所得金額等(→33ページ)が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	27万円
	② ①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、平成29年分の合計所得金額(→33ページ)が500万円以下の方	
	③ 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成29年分の合計所得金額が500万円以下の方	

寡夫	妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成29年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	27万円

勤労学生控除

第一表 ⑯ 第二表 ⑯～⑰

控除の概要

あなたが勤労学生である場合の控除

* 平成29年分の合計所得金額(→33ページ)が65万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

控除される金額

27万円

障害者控除

第一表 ⑯ 第二表 ⑯

控除の概要

あなたや控除対象配偶者(→33ページ)、扶養親族(→33ページ)が、障害者(→33ページ)や特別障害者(→33ページ)である場合の控除

⚠ 障害者控除は、扶養控除(→18ページ)の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。

控除される金額

区分	控除額	
	あなたが障害者の場合	控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合(1人につき)
障害者	27万円	
特別障害者		40万円
同居特別障害者(→33ページ)		75万円

配偶者控除

第一表 ⑯ 第二表 ⑯～⑰

控除の概要

あなたに控除対象配偶者(→33ページ)がいる場合の控除

⚠ 配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

控除される金額

区分	控除額
一般の控除対象配偶者	38万円
老人控除対象配偶者(→33ページ)	48万円

申告書の書き方

第一表

⑯ 配偶者(特別)控除	区分	⑯～⑰	□	□	□	3	8	0	0	0
-------------	----	-----	---	---	---	---	---	---	---	---

⑯～⑰欄 … 控除額を記入します。

* 「区分」の□は、記入しません。

第二表

配偶者(特別)控除	配偶者氏名	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者控除	<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除
	国税 春子	昭和 45.6.1		
個人番号	XXXXXX XXXXXXXX XXXXXXXX		国外居住	

「⑯～⑰配偶者(特別)控除」欄

… 配偶者の氏名・生年月日・マイナンバー(個人番号)を記入し、「配偶者控除」の□をチェック(✓)します。

配偶者が国外居住親族(→33ページ)である場合に○を記入します。

配偶者特別控除

第一表 (22) 第二表 (21)~(22)

控除の概要

あなたに生計を一にする（→33ページ）配偶者がいる場合で、配偶者の合計所得金額（→33ページ）に応じて受けられる控除

控除される金額

配偶者の合計所得金額	控除額
～380,000円	0円
380,001円～399,999円	38万円
400,000円～449,999円	36万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円
760,000円～	0円

* パート収入（給与所得）のみの場合の計算（→7ページ）

* 公的年金（雑所得）のみの場合の計算（→8ページ）



次の場合は、控除が受けられませんのでご注意ください。

- あなたの平成29年中の合計所得金額が1,000万円を超える。
- 配偶者控除を受けている。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている又は白色申告者の事業専従者となっている。
- 配偶者があなたを対象として配偶者特別控除を受けている。

申告書の書き方

第一表

① 配偶者（特別）控除	区分	②	③	11 0000
-------------	----	---	---	---------

④ 配偶者の合計所得金額	④9	660000
--------------	----	--------

- ①～②欄 … 「区分」の□に「1」と記入し、控除額を記入します。
- ④欄 … 配偶者の合計所得金額を記入します。

第二表

⑤ 配偶者の氏名	生年月日	□ 配偶者控除
⑥ 国税 春子	明・大 45.6.1	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者特別控除
⑦ 個人番号	XXXXXX	国外居住

配偶者が国外居住親族（→33ページ）である場合に○を記入します。

「①～②配偶者（特別）控除」欄

… 配偶者の氏名・生年月日・マイナンバー（個人番号）を記入し、「配偶者特別控除」の□をチェック（✓）します。

第一表 (23) 第二表 (23)

扶養控除

控除の概要

あなたに控除対象扶養親族（→33ページ）がいる場合の控除

- ⚠ ● 扶養親族（→33ページ）のうち、平成14年1月2日以後に生まれた方（16歳未満の扶養親族）については、扶養控除の適用はありません。
- 他の納税者の扶養親族とされている方については、扶養控除の適用はありません。

控除される金額

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族（→33ページ）	63万円
老人扶養親族 (→33ページ) 同居老親等以外	58万円 48万円

申告書の書き方

第一表

⑧ 扶養控除	⑨	1210000
--------	---	---------

- ⑨欄 … 控除額の合計額を記入します。

第二表

⑩ 指定扶養親族の氏名	統柄	生年月日	控除額
⑪ 国税 ハナ	母	明・大 19.3.3	58 万円
⑫ 個人番号	XXXXXX	国外居住	
⑬ 国税 梅子	子	昭平 10.9.1	63 万円
⑭ 個人番号	XXXXXX	国外居住	
⑮ 個人番号	XXXXXX	国外居住	
⑯ 扶養控除額の合計			121 万円

控除対象扶養親族が国外居住親族（→33ページ）である場合に○を記入します。

「⑩扶養控除」欄

… 控除対象扶養親族の氏名・統柄・生年月日・控除額・マイナンバー（個人番号）を記入します。

「⑯扶養控除額の合計」欄

… 控除額の合計額を記入します。

* 16歳未満の扶養親族がいる場合には、「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当事項を記入します（→24ページ）。

基礎控除

第一表 (24)

控除の概要

全ての方に適用される控除

控除される金額

38万円（この控除額は必ず記入してください。）

合計（所得から差し引かれる金額の合計）

第一表 (25)

- ㉕欄 … ⑩欄から⑯欄を合計し、記入します。

手順4 ▶税金の計算をする

課税される所得金額・課税される所得金額に対する税額

第一表 (26)(27)

申告書の書き方

第一表

課税される所得金額 (⑨～⑩) 又は第三表 上の⑩に対する税額 又は第三表の⑩	②⓪ 3 1 2 0 0 0 0
	② 2 1 4 5 0 0

● ②⓪欄 … 計算欄④の金額を転記します。

● ②欄 … 計算欄④の金額を転記します。

※ 平均課税を選択した方は、『変動所得・臨時所得の平均課税の計算書』で計算した金額を、②欄に転記します。

※ 申告分離課税の所得がある方は、②欄を記入する必要はありません。また、②欄は第三表の⑩欄の税額を転記します。

※ 第四表(損失申告用)を使用する方は、『確定申告の手引き(損失申告用)』をご参照ください。

設 例

所得金額の合計 ④ : 8,070,400円
所得から差し引かれる金額の合計 ⑤ :
4,950,312円

① ④ 8,070,400円 - ⑤ 4,950,312円 = 3,120,088円
→ ④ 3,120,000円(千円未満の端数切捨て)

② ④ 3,120,000円 × 0.1 - 97,500円
= ④ 214,500円

課税される所得金額は、3,120,000円です。→ ②欄へ
課税される所得金額に対する税額は、214,500円です。
→ ②欄へ

計算欄①(課税される所得金額の計算)

所得金額の合計	(第一表④欄の金額)	A
所得から差し引かれる 金額の合計	(第一表⑤欄の金額)	B
差引金額(※) (A - B)	(千円未満の端数切捨て)	C ,000 円

※ 1,000円未満の場合(赤字の場合を含む)は、0円となります。

計算欄②(課税される所得金額に対する税額の計算)

④の金額	課税される所得金額に対する税額	D
0円	0 円	
1,000円～1,949,000円	④ × 0.05	円
1,950,000円～3,299,000円	④ × 0.1 - 97,500円	円
3,300,000円～6,949,000円	④ × 0.2 - 427,500円	円
6,950,000円～8,999,000円	④ × 0.23 - 636,000円	円
9,000,000円～17,999,000円	④ × 0.33 - 1,536,000円	円
18,000,000円～39,999,000円	④ × 0.4 - 2,796,000円	円
40,000,000円～	④ × 0.45 - 4,796,000円	円

配当控除

第一表 (28)

控除の概要

次の配当等に係る配当所得がある場合の控除

※ 申告分離課税を選択したものなどは配当控除の適用はありません(→28ページ)。

- 内国法人から支払を受ける配当
- 特定株式投資信託(外国株価指数に投資を行うものを除く。)及び特定証券投資信託の収益の分配
- 特定証券投資信託の収益の分配がある方は、『特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書』を使用して計算します。

HP参照:『特定証券投資信託に係る配当控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表

配 当 控 除 ②⓪	8 0 0 0
------------	---------

②⓪欄 … 計算欄④の金額を転記します。

計算欄

配当所得の金額(※) (配当控除の対象となるもの)	(第一表④欄の金額)	A
課税される所得金額	(第一表⑤欄の金額)	B ,000 円
④ - 1,000万円	(赤字のときは0円)	C 円
④ - ⑤	(赤字のときは0円)	D 円
④ × 0.1		E 円
(④ - ⑤) × 0.05		F 円
配当控除額 (E + F)		G 円

※ 他の所得の赤字と損益通算(→10ページ)する前の配当所得の金額です。

「(29)」(区分)

第一表 (29)

第一表

(29)欄 … 事業を営む方が、中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除など、事業所得等の特例に係る税額控除の適用を受ける場合には、左側空欄に「**投資税額等**」、「**区分**」の□に「**I**」と記入し、控除額を記入します。

第二表

「特例適用条文等」欄

… 該当条文を記入します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除

第一表 (30)

控除の概要

住宅借入金等を利用して家屋の新築、購入又は増改築等をして平成19年1月1日以後に居住の用に供した場合で、一定の要件を満たすときの控除

[HP参照:『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』又は『特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』]

申告書の書き方

第一表

(30)欄 … 『(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書』で計算した金額を転記します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合には、源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」欄の額(摘要欄の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に金額が記載されている場合はその額)を(30)欄に転記します。

※ 「区分」の□は、東日本大震災の被災者の方が、適用期間の特例や住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例又は重複適用の特例の適用を受ける場合のみ記入します。

[HP参照:『東日本大震災により自己の所有する家屋が被害を受け居住の用に供することができなくなった場合に住宅借入金等特別控除等を受けられる方へ』]

第二表

「特例適用条文等」欄 … 居住開始年月日等を記入します。

以下の場合は、居住開始年月日の**頭部**に次のように記入します。

住宅借入金等特別控除の控除額の特例	▶ 特
認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例	▶ 認
バリアフリー改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除	▶ 増
省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除	▶ 断
多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除	▶ 多

以下の場合は、居住開始年月日の**末尾**に次のように記入します。

特定取得(※)に該当する場合 ▶ (特定)

※ 特定取得とは、住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。)が、8%の税率により課されるべき消費税額等である場合における住宅の取得等又は住宅の増改築等をいいます。

政党等寄附金特別控除

第一表 (31)

控除の概要

あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除

[HP参照:『政党等寄附金特別控除を受けられる方へ』]

※ 政党や政治資金団体に支出した寄附金について寄附金控除(→16ページ)を受けた場合には、併せてこの控除を受けることはできません。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

認定NPO法人等寄附金特別控除

第一表 (32)

控除の概要

あなたが認定NPO法人等に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除

[HP参照:『認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』]

※ 認定NPO法人等に支出した寄附金について寄附金控除(→16ページ)を受けた場合には、併せてこの控除を受けることはできません。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

公益社団法人等寄附金特別控除

第一表 (33)

控除の概要

あなたが公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に寄附金を支出した場合や、国立大学法人や公立大学法人などに一定の寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除

[HP参照:『公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』]

※ 公益社団法人等に支出した寄附金について寄附金控除(→16ページ)を受けた場合には、併せてこの控除を受けることはできません。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

申告書の書き方

第一表

『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』を参照してください。

申告書の書き方

第一表

『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』を参照してください。

申告書の書き方

第一表

『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』を参照してください。

住宅耐震改修特別控除

第一表 35

控除の概要

家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときの控除

[HP参照] 『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』

住宅特定改修特別税額控除

第一表 36

控除の概要

家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等をした場合で一定の要件を満たすときの控除

[HP参照] 『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』

認定住宅新築等特別税額控除

第一表 37

控除の概要

認定住宅の新築や新築の認定住宅の購入をした場合で一定の要件を満たすときの控除

[HP参照] 『認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ』

差引所得税額

第一表 38

③欄 … ⑦欄の金額から、⑧欄、⑨欄、⑩欄、⑪欄、⑫欄、⑬欄、⑭欄、⑮欄、⑯欄の金額を差し引いた金額(赤字の場合は「0」)を記入します。

災害減免額

第一表 39

減免の概要

平成29年分の所得金額の合計額(※)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財について損害を受けた場合に、その損害額(保険金、損害賠償金などで補填される部分の金額を除く。)が、住宅や家財の価額の2分の1以上であるときに受けられる税金の減免

※ 総所得金額等(→33ページ)から、申告分離課税(→27ページ)の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。

● 損害について雑損控除(→11ページ)を受けた場合には、併せてこの減免を受けることはできません。

なお、いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

軽減される額

所得金額の合計額	所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超750万円以下	2分の1の軽減
750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減

申告書の書き方

第一表

③9欄 … 所得税の軽減額を記入します。

再差引所得税額(基準所得税額)

第一表 40

④欄 … ⑩欄の金額から⑪欄の金額を差し引いた金額を記入します。

復興特別所得税額

第一表 ④

概要

基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額

※ 平成25年分から平成49年分まで、所得税と併せて申告・納付することとされています。

設例

基準所得税額 A : 196,500円

A 196,500円 × 0.021 = B 4,126円

復興特別所得税額は、4,126円になります。

→ ④欄へ

申告書の書き方

第一表

再支引所得税額 (基準(30-35))	④	196,500
復興特別所得税額 (④×2.1%)	④	4,126

④欄 … 計算欄④の金額を転記します。

計算欄

基準所得税額	(第一表④欄の金額)	A
復興特別所得税額 (A × 0.021)		B

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

所得税及び復興特別所得税の額

第一表 ④

②欄 … ④欄の金額と④欄の金額の合計額を記入します。

⚠ 「復興特別所得税額」欄の記入漏れにご注意ください!!

外国税額控除

第一表 ④

控除の概要

平成29年中に納付した外国所得税がある場合などの控除

申告書の書き方

第一表

『外国税額控除を受けられる方へ』を参照してください。

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

第一表 ④

概要

給与や年金などの支払者において、あらかじめ差し引かれた所得税等の額

※ 源泉分離課税(→27ページ)の所得や確定申告をしないことを選択した配当所得等(→28ページ)などに係る所得税等の源泉徴収税額は、控除できません。

申告書の書き方

第一表

④欄 … 所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

第二表

「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄

… 該当事項を記入します。

※『所得の内訳書』を添付する方は、所得の種類ごとに所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

※ 退職所得や申告分離課税の上場株式等の配当所得等、株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る所得税等の源泉徴収税額も記入します。

所得税及び復興特別所得税の申告納税額

第一表 ④

④欄 … ④欄の金額から、④欄、④欄の金額を差し引き、次により記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)
- 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「-」を付けてそのままの金額

所得税及び復興特別所得税の予定納税額

第一表 ④

④欄 … 予定納税額を記入します。

なお、税務署からあなたの氏名や納税地の所在地が印字されている申告書用紙が送付されている方は、所得税等の予定納税額が印字されています。

※ 1 予定納税額は、税務署から送付された「平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」により確認できます(e-Taxをご利用の方は、メッセージボックスに格納される申告に関するお知らせにより確認することもできます。)。

※ 2 税務署から通知を受けた予定納税額について、実際に納めたかどうかにかかわらず、第1期分と第2期分の合計額を記入します。

所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額

第一表 ④⑧

④欄の金額から④欄の金額を差し引き、次により記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を④欄に記入
- 差し引いた金額が赤字の場合…そのままの金額を④欄に記入

※「所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額」とは、「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」から所得税等の予定納税額(第1期分・第2期分)を差し引いた額で、確定申告により納付する又は還付されるものをいいます。

手順5 ▶その他、▶延納の届出、▶還付される税金の受取場所を記入する

配偶者の合計所得金額

第一表 49

④欄 … 配偶者特別控除(→18ページ)を受ける場合に、配偶者の平成29年分の合計所得金額(→33ページ)を記入します。

専従者給与(控除)額の合計額

第一表 50

⑤欄 … 青色事業専従者又は事業専従者がある場合に、それぞれ『青色申告決算書』の専従者給与額又は『収支内訳書』の専従者控除額を転記します。

青色申告特別控除額

第一表 51

⑥欄 … 『青色申告決算書』から青色申告特別控除額を転記します。

雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額

第一表 52

⑦欄 … 「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」(④欄の金額)に記入した税額のうち、雑所得、一時所得等の金額に対する所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

※ 退職所得や株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る所得税等の源泉徴収税額も合計します。

未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

第一表 53

⑧欄 … 第一表④欄が赤字となる場合で、給与等の支払者において未払の収入金額があり、その収入金額に対する所得税等の源泉徴収税額について支払者において未納付のものがあるとき、その未納付の所得税等の源泉徴収税額を記入します。

※ 未納付の所得税等の源泉徴収税額については、納付後、『源泉徴収税額の納付届出書』を提出して還付を受けてください。

本年分で差し引く繰越損失額

第一表 54

⑨欄 … 前年分から繰り越された損失額を平成29年分の総所得金額等から差し引く場合で、翌年以後に繰り越す損失額がないときに、その差し引く繰越損失額を記入します。

※ 第四表(損失申告用)を使用する方は、この欄は記入しません。

※ 株式等の譲渡所得等、申告分離課税の上場株式等の配当所得等及び先物取引の雑所得等から差し引く繰越損失額には含めません。

平均課税対象金額／変動・臨時所得金額

第一表 55 56

⑩欄、⑪欄 … 変動所得や臨時所得について、平均課税を選択する場合は、『変動所得・臨時所得の平均課税の計算書』で計算した内容を転記します。

[HP参照:『変動所得・臨時所得の説明書』]

延納の届出

第一表 57 58

概要

所得税等の第3期分の納める税金を延納(※)する場合に記入します。

※ 確定申告により納付する税金(申告書第一表⑦欄)の2分の1以上の金額を平成30年3月15日(木)までに納付すれば、(振替納税利用の場合は、振替日に振替納付することで)残りの額を同年5月31日(木)まで延納することができます。

延納期間中は、年「7.3%」と「特例基準割合」のいずれか低い割合で利子税がかかります。

申告書の書き方

第一表

⑫欄 … 計算欄Cの金額を転記します。

⑬欄 … 計算欄Bの金額を転記します。

計算欄

第3期分の納める税金	(第一表④欄の金額)	00 円	A
延納届出額 (A) × 0.5以下の金額)	(千円未満の端数切捨て)	,000 円	B
申告期限までに納付する金額 (A) - (B)		00 円	C

還付される税金の受取場所

第一表「還付される税金の受取場所」欄

還付申告の方は、振込みを希望する預貯金口座を次により記入します。

※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみの口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。

● 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合 ● 名義が旧姓のままである場合

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

第一表 ①銀行等の預金口座の場合

還付される税金の所	○ ○	銀行 金庫・組合 農協・漁協	○ ○	本店 支店 出張所 本所・支所
郵便局 名等	※記入不要	預金 種類	普通 ○	当座 ○
口座番号 記号番号	X X X X X X X X	貯蓄	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	

口座番号(7桁以内)

〈預金種類欄〉

該当する預金種類に○印を付けます(総合口座の場合は「普通」に○印を付けます。)。

〈口座番号 記号番号欄〉

口座番号のみを左詰めで記入します。

②ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

還付される税金の所	※記入不要	銀行 金庫・組合 農協・漁協	※記入不要	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局 名等	※記入不要	預金 種類	普通 ○	当座 ○
口座番号 記号番号	I X X X 0 - X X X X X X X X X X	貯蓄	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	※記入不要 ○

記号部分(5桁) 番号部分(2桁~8桁)

〈口座番号 記号番号欄〉

貯金総合通帳の記号番号のみを左詰めで記入します。

※1 他の金融機関との振込用の「店名(店番)」「口座番号」は記入しないでください。

※2 記号部分と番号部分の間に1桁の数字(通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番)がある場合は、その数字の記入は不要です。

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取をご希望の場合には、受取を希望する郵便局名等を記入してください。

手順6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書等が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、次の事項については、所得税等と住民税や事業税とは取扱いが異なるため、「**住民税・事業税に関する事項**」欄に該当事項を記入します。

住民税や事業税の税額は、所得税等の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村にお尋ねください。

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所

控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者のうち、別居している方の氏名と住所を記入します。

所得税で控除対象配偶者などとした専従者

所得税で一定の理由に基づき専従者給与届出書を提出しないで配偶者控除や扶養控除の対象とした方を、住民税や事業税では青色事業専従者とすることができます(青色事業専従者の要件は、所得税の場合と同様)。これに該当する専従者がある場合には、その方の氏名と給与の額を記入します。

▶住民税

16歳未満の扶養親族

扶養控除(→18ページ)の適用がない

16歳未満の扶養親族がいる場合に、

その扶養親族の氏名・マイナンバー

(個人番号)・続柄・生年月日・別居の場合の住所を記入します。

申告書の書き方

第二表

○ 住民税・事業税に関する事項

16歳未満	扶養親族の氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所
住	国税二郎	XXXXXX XXXXXX 子		平17.10.20	

※ 16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない場合であって、あなたが住民税について非課税限度額制度適用者であるときには、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」(→36ページ)を平成30年3月15日(木)までに住所所在地の市区町村へ提出しなければなりません。

ただし、住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書又は公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する際に添付等したこれらの書類については、別途提出する必要はありません。

配当に関する住民税の特例

概要

住民税は、所得税等において確定申告不要制度(→28ページ)を選択した非上場株式の少額配当等についても、他の所得と総合して課税されます。

計算欄

配当所得の金額 (第一表⑤欄の金額)

円 A

確定申告不要制度を選択した
非上場株式の少額配当等

円 B

配当に関する住民税の特例
(A) + (B)

円 C

申告書の書き方

第二表

「配当に関する住民税の特例」欄

… 計算欄Bに該当する金額がある方は、計算欄Cの金額を転記します。

非居住者の特例

平成29年中に非居住者期間があった方は、その期間中に生じた国内源泉所得について住民税が課税されていません。その国内源泉所得のうち所得税等で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

平成29年中に道府県民税配当割額(5%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額及び道府県民税株式等譲渡所得割額(5%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税等の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税等の確定申告をして所得税等の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。所得税等の確定申告をした場合は、道府県民税配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入します。なお、特定配当等に係る所得及び特定株式等の譲渡所得金額に係る所得について、住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合は、お住まいの市区町村に住民税の申告書の提出が必要です。

- ※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額には、特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額は含めません。
- ※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が納税者に通知することになっています。

寄附金税額控除

Ⓐふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)や、Ⓑあなたの平成30年1月1日現在における住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金、Ⓒあなたの平成30年1月1日現在における住所地の都道府県が条例で指定した寄附金、Ⓓあなたの平成30年1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄附金について、それぞれの合計寄附金額を記入します。

- ⚠ ● 東日本大震災義援金や熊本地震災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものなど、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「都道府県、市区町村分」欄に記入してください。例えば、熊本地震災害義援金として日本赤十字社に寄附した金額を、「都道府県、市区町村分」欄に記入せず、誤って「住所地の共同募金会、日赤支部分」欄に記入した場合には、寄附金税額控除の金額が正しく計算されませんので、ご注意ください。
- Ⓑ・Ⓓについて、都道府県・市区町村の両方が指定した寄附金がある場合は、両方の欄に記入してください。また、どの団体が条例で指定されているかについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問合せください。
- 認定NPO法人等以外のNPO法人等に対する寄附金のうち、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定したものは所得税の寄附金控除の対象にはなりませんが、個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。この場合、別途、市区町村への申告が必要です。

記載例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

- ① ●●県(ふるさと納税) 80,000円
② □□市(ふるさと納税) 40,000円
③ 住所地の日本赤十字社支部 90,000円
④ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人) 20,000円
⑤ 社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定) 55,000円
⑥ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定) 5,000円
- A 「都道府県、市区町村分」欄 ➔ ①と②が対象 ①+②= 120,000円 A
B 「住所地の共同募金会、日赤支部分」欄 ➔ ③と④が対象 ③+④= 110,000円 B
C 「条例指定分」の「都道府県」欄 ➔ ⑤と⑥が対象 ⑤+⑥= 60,000円 C
D 「条例指定分」の「市区町村」欄 ➔ ⑥が対象 5,000円 D

※ ⑥の寄附金の額が「都道府県」と「市区町村」の両方の欄に含まれることから、①から⑥の合計額とAからDの合計額は同じになりません。

第二表

○ 住民税・事業税に関する事項

別居の場合の住所	寄附金税額控除	
都道府県、市区町村	120,000円	A
住所地の共同募金会、日赤支部分	110,000	B
条例指定分	都道府県 60,000	C
市区町村	5,000	D

ほ添付書類台紙などに貼つてください

円 給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択)に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に窓口等に自分で納付することを希望する場合には、○を記入します。

○ 給与から差引き

○ 自分で納付

給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には、「給与から差引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に窓口等に自分で納付することを希望する場合には、「自分で納付」の□に○を記入します。

※ 給与所得及び平成30年4月1日において65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する住民税については、それぞれ給与又は公的年金等から差し引きされます。

※ 公的年金等に係る所得に対する住民税については、「市区町村からのお知らせ」(→ 34ページ)を参照してください。

▶事業税

非課税所得など

事業税には、課税されるものと非課税のものがあります。また、事業の種類により税率等が異なります。

次の①及び②に該当する場合は、該当する番号とその所得金額を記入します。なお、事業税では、所得税の青色申告特別控除は認められませんので、青色申告特別控除前の金額を記入してください。

①複数の事業を兼業している方で、そのうち次に示す事業より生ずる所得がある場合

1. 畜産業から生ずる所得(農業に付随して行うものを除く)
2. 水産業から生ずる所得(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く)
3. 薪炭製造業から生ずる所得
4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得
ただし、両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の人人が行う場合は事業税が課されませんので「10」を記入してください。
5. 装蹄師業から生ずる所得

②次に示す非課税所得がある場合

6. 林業から生ずる所得
7. 鉱物掘採(事)業から生ずる所得
8. 社会保険診療報酬等に係る所得
9. 外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等で生じた所得)
10. 地方税法第72条の2に定める事業に該当しないものから生ずる所得

◆地方税法第72条の2に定められている事業

- | | | |
|-----------|-------------------------------|-----------|
| ・物品販売業 | ・仲立業 | ・獣医業 |
| ・保険業 | ・問屋業 | ・装蹄師業 |
| ・金銭貸付業 | ・両替業 | ・弁護士業 |
| ・物品貸付業 | ・公衆浴場業 | ・司法書士業 |
| ・不動産貸付業 | ・演劇興行業 | ・行政書士業 |
| ・製造業 | ・遊技場業 | ・公証人業 |
| ・電気供給業 | ・遊覧所業 | ・弁理士業 |
| ・土石採取業 | ・商品取引業 | ・税理士業 |
| ・電気通信事業 | ・不動産売買業 | ・公認会計士業 |
| ・運送業 | ・広告業 | ・計理士業 |
| ・運送取扱業 | ・興信所業 | ・社会保険労務士業 |
| ・船舶ついけい場業 | ・案内業 | ・コンサルタント業 |
| ・倉庫業 | ・冠婚葬祭業 | ・設計監督者業 |
| ・駐車場業 | ・畜産業 | ・不動産鑑定業 |
| ・請負業 | ・水産業 | ・デザイン業 |
| ・印刷業 | ・薪炭製造業 | ・諸芸匠匠業 |
| ・出版業 | ・医業 | ・理容業 |
| ・写真業 | ・歯科医業 | ・美容業 |
| ・席貸業 | ・薬剤師業 | ・クリーニング業 |
| ・旅館業 | ・あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他 | ・歯科衛生士業 |
| ・料理店業 | ・飲食店業 | ・歯科技工士業 |
| ・周旋業 | ・測量士業 | ・測量士業 |
| ・代理業 | ・医業に類する事業 | ・土地家屋調査士業 |
| | | ・海事代理士業 |
| | | ・印刷製版業 |

損益通算の特例適用前の不動産所得

土地等を取得するために要した負債の利子(→6ページ)の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額(所得税における損益通算(→10ページ)の特例適用前の不動産所得の金額)を記入します。

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を記入します。

事業用資産の譲渡損失など

次の①又は②に該当する損失の金額を記入します。

- ①事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産(土地、構築物、建物、無形固定資産を除く)を、その事業に使わなくなつてから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失
- ②事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失
※事業税では、上記の損失がある場合には、損失の生じた年(①については損失が生じた年において青色申告書を提出することが認められている場合に限る)以後連續して申告をする場合に限り、その損失等の金額を翌年以後3年間に繰り越して控除できます。

前年中の開(廃)業

平成29年の中途で開業又は廃業した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記入します。

他都道府県の事務所等

事業税は事務所等が所在する都道府県により課税されます。複数の都道府県に事務所等がある場合は、所得金額をその事務所等の従業者数に応じて、分けて課税されます。

他の都道府県に事務所等がある場合は、「他都道府県の事務所等」欄の□に○を記入します。

事業税についてお分かりにならない点がございましたら、各県税事務所等にお尋ねください。

なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関する必要な事項(複数の都道府県の事務所等がある場合の所在地・各月の末日現在の従業者数など)をお尋ねすることもあります。

(参考)申告や納税について知りたいこと

1 所得税等の確定申告とは

所得税等の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

- ※ 平成25年分から平成49年分まで、東日本大震災からの復興を図るために必要な財源を確保するため、**復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付すること**とされています。
- ※ 居住者のうち非永住者以外の方は、その源泉が国内であるか国外であるかを問わず、全ての所得について所得税等を納める義務があります。

なお、非永住者の方は課税所得の範囲が異なります。

2 所得税等のしくみ

所得が1種類のみで納める税金が発生する場合の計算の流れは、次のようにになります。



- Ⓐ「所得金額」=「収入金額」-「収入から差し引かれる金額」
- Ⓑ「課税される所得金額」=「所得金額」Ⓐ-「所得から差し引かれる金額」(→ 11、29ページ)
- Ⓒ「所得税額」=「課税される所得金額」Ⓑ×「所得税の税率」
- Ⓓ「所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額(基準所得税額)」
=「所得税額」Ⓒ-「所得税額から差し引かれる金額」(→ 19、29ページ)
- Ⓔ・「復興特別所得税額」=「基準所得税額」Ⓓ×2.1%
- ・「所得税及び復興特別所得税の申告納税額」
=「所得税額から差し引かれる金額を差し引いた後の所得税額」Ⓓ+「復興特別所得税額」
-「所得税及び復興特別所得税の額から差し引かれる金額」(→ 22、29ページ)

3 所得の種類と課税方法

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。

また、それに応じて次の課税方法となります。

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得 事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	総合 申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	国外で支払われる預金等の利子などの所得 特定公社債の利子などの所得 確定申告不要制度があります(→28ページ)。 預貯金の利子などの所得	総合 申告分離 源泉分離
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※ 申告分離課税を選択したものと除く。 上場株式等に係る配当等、公募株式等証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものと所得 特定目的信託(私募のものに限ります。)の社債的受益権の収益の分配などの所得	確定申告不要制度があります(→28ページ)。 総合 申告分離 源泉分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
公的年金等	国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、恩給、一定の外国年金などの所得	総合
雑所得	原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得 業(事業規模を除く。)として行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	申告分離
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得 土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※ 株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く。	総合 申告分離

◆用語の解説

「予定納税」とは、前年の所得などを基にして計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年の所得税等の一部をあらかじめ納付する制度です。

「居住者」とは、日本国内に住所を有している方又は現在まで引き続いて1年以上居所を有している方をいいます。

「非永住者」とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

◆用語の解説 ⑤所得及び復興特別所得税の申告納税額の計算

◆用語の解説

「収入金額」とは、次のものなどをいいます。

- 物品の販売業の場合には、売上・雑収入など
- 不動産の貸付けの場合には、家賃・地代など
- 給与所得者の場合には、給料など
- 生命保険契約等に基づき支払を受けた一時金

「収入から差し引かれる金額」とは、次のものなどをいいます。

- 必要経費(事業所得などの場合)
- 給与所得控除
- 支払を受けた一時金に対して支払った保険料又は掛金

「所得税の税率」は、課税される所得額により5%から45%の7段階に区分されています。

総合 : 総合課税

確定申告により、他の所得と合算して税金を計算する制度です。

申告分離 : 申告分離課税

確定申告により、他の所得と分離して税金を計算する制度です。

源泉分離 : 源泉分離課税

他の所得とは関係なく、所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です。左の表の「概要」欄に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

種類	概要	課税方法
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得	所有期間が5年を超える山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	申告分離

4 利子所得と配当所得の課税方法

1. 総合課税と申告分離課税の選択

①上場株式等の配当等に係る利子所得

申告する場合は、申告分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

②上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く。)に係る配当所得

申告する場合は、総合課税に代えて、申告分離課税を選択することができます。ただし、申告分離課税を選択すると、配当控除を受けられません。

※1 申告分離課税の場合、所得税の税率は15%（住民税5%）となります。また、所得税と併せて復興特別所得税（➡22ページ）がかかります。

※2 申告する場合は、申告する②の配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります（①の利子所得を申告分離課税とし、②の配当所得を総合課税とすることはできます。）。

※3 ①の利子所得及び②の配当所得について申告する場合は、内容に応じて次の書類を添付します。

- オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書

- 配当等とみなす金額に関する支払通知書

- 上場株式配当等の支払通知書

- 特定口座年間取引報告書

※4 確定申告において、申告分離課税を選択せず、①の利子所得・②の配当所得について確定申告不要制度を選択した場合、又は②の配当所得について総合課税を選択した場合、その後修正申告や更正の請求において、これらの利子所得・配当所得について申告分離課税を選択する変更はできません。申告分離課税を選択した場合も同様です。

2. 確定申告不要制度

次の①～⑦に係る利子等・配当等は、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択できます。ただし、この制度を選択すると、配当控除や所得税等の源泉徴収税額の控除を受けられません。

①少額配当等

②金融商品取引所に上場されている株式等の利子等・配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く。)

③公募証券投資信託の収益の分配

④特定投資法人の投資口の配当等

⑤特定受益証券発行信託(公募のものに限ります。)の収益の分配

⑥特定目的信託(公募のものに限ります。)の社債的受益権の剩余金の配当

⑦特定公社債の利子

※1 1回に支払を受けるべき利子等又は配当等の額ごとに選択できます(源泉徴収口座を除く。)。

※2 ④の配当等は、確定申告をする場合であっても配当控除は受けられません。

※3 この制度を選択せず、これらの利子等・配当等について確定申告をした場合、その後修正申告や、更正の請求においてこれらの利子等・配当等を申告しないこととする変更はできません。この制度を選択した場合も同様です。

●源泉徴収制度

①上場株式等の配当等に係る利子所得・配当所得

支払金額に対して所得税等（15.315%）、住民税（5%）が源泉徴収等されています。

②上場株式等以外の配当等や上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く。)に係る配当所得

支払金額に対して所得税等（20.42%）のみが源泉徴収されています。

●源泉徴収口座(源泉徴収を行う特定口座)

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等は同一口座内の上場株式等の譲渡所得等と損益通算ができ、その口座ごとに確定申告不要制度を選択できます。

また、源泉徴収口座内の「譲渡所得等」と同一口座内の「利子所得・配当所得」のいずれかのみを申告することもできますが、源泉徴収口座内の譲渡損失を申告する場合には、同一口座内の「利子所得・配当所得」の金額を併せて申告する必要があります。

HP参照：『株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)』

●用語の解説

◆上場株式等の配当等

特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配などをいいます。

◆特定公社債

国債、地方債、外国国債、公募公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除く。）などをいいます。

◆大口株主等

上場会社等の発行済株式等の3%以上を保有する方をいいます。

◆少額配当等

1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいいます。

10万円×配当計算期間の月数(最高12か月)÷12

※「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。

5 「所得から差し引かれる金額」(所得控除)

種類	控除を受けられる場合
雑損控除	災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた
医療費控除	一定額以上の医療費等の支払がある
社会保険料控除	健康保険料や国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などの支払がある
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金の支払がある
生命保険料控除	新(旧)生命保険料や介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の支払がある
地震保険料控除	地震保険料や旧長期損害保険料の支払がある
寄附金控除	国に対する寄附金やふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)、特定の政治献金などがある
寡婦・寡夫控除	あなたが寡婦又は寡夫である
勤労学生控除	あなたが勤労学生である
障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である
配偶者控除	控除対象配偶者がいる
配偶者特別控除	あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が38万円を超える、76万円未満である
扶養控除	控除対象扶養親族がいる
基礎控除	38万円の控除

6 「所得税額から差し引かれる金額」(主なもの)

種類	控除を受けられる場合
配当控除	配当所得がある(申告分離課税を選択したものなどを除きます。)
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をしたり、バリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等をして、6か月以内に居住の用に供した
政党等寄附金特別控除	特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものがある
認定NPO法人等寄附金 特別控除	認定NPO法人等に対して支出した寄附金がある
公益社団法人等寄附金 特別控除	一定の公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に対して支出した寄附金や、国立大学法人や公立大学法人などに対して支出した一定の寄附金がある
住宅耐震改修特別控除	居住の用に供する家屋の耐震改修をした
住宅特定改修特別税額控除	家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等をして、6か月以内に居住の用に供した
認定住宅新築等特別税額控除	認定住宅の新築又は新築の認定住宅の購入をして、6か月以内に居住の用に供した

7 「所得税及び復興特別所得税の額から差し引かれる金額」

種類	控除を受けられる場合
外国税額控除	納付した外国所得税がある
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	給与や年金などの支払を受ける際に源泉徴収された所得税等の額がある

8 確定申告が必要な方

次の①から④のいずれかに該当する方は、所得税等の確定申告が必要です。

① 紹与所得がある方

大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要です。

次の計算において残額があり、さらに(1)から(6)のいずれかに該当する

各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に
所得税の税率を乗じて、
所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。

- (1) 紹与の収入金額が2,000万円を超える
- (2) 紹与を1か所から受けている、かつ、その紹与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（紹与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える
- (3) 紹与を2か所以上から受けている、かつ、その紹与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった紹与の収入金額と、各種の所得金額（紹与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える
※ 紹与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（紹与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の場合は、申告は不要です。
- (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの紹与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた
- (5) 紹与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた
- (6) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、紹与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている

② 公的年金等に係る雑所得のみの方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある

※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合には、所得税等の確定申告は必要ありません（→8ページ）。

③ 退職所得がある方

外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある

※ 退職金などの支払者に『退職所得の受給に関する申告書』を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むことになりますので、退職所得の申告は不要となります。
なお、退職所得以外の所得がある方は、①又は④を参照してください。

④ ①～③以外の方

次の計算において残額がある

各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。

課税される所得金額に
所得税の税率を乗じて、
所得税額を求めます。

所得税額から、配当控除額を差し引きます。

※ 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときには、所得税等の確定申告は必要ありません（→8ページ）。

なお、住民税については34ページを参照してください。

※ 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けようとする方などは、①から④に当てはまらない方であっても確定申告が必要です。

9 確定申告をすれば税金が戻る方

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告（還付申告）により税金が還付されます。

なお、給与所得者や、公的年金等に係る雑所得がある方（年金所得者）で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得（退職所得を除く。）も申告が必要です。

還付申告は、平成30年2月15日（木）以前でも行えます（税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりません。）。

区分	概要
① 総合課税の配当所得や原稿料などがある方	年間の所得が一定額以下である場合 ※ 一定額は、あなたの所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります。
② 紹与所得者	雑損控除や医療費控除、寄附金控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く。）、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除などを受けられる場合
③ 所得が公的年金等に係る雑所得のみの方	雑損控除や医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除などを受けられる場合
④ 年の中途で退職した後就職しなかった方	紹与所得について年末調整を受けていない場合

区分	概要
⑥ 退職所得がある方	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる ● 退職所得の支払を受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収がされ、その所得税等の源泉徴収税額が正規の税額を超えている <p>◎ 退職所得は次の式で計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一般退職手当等(特定役員退職手当等以外の退職金)のみの場合 (一般退職手当等の収入金額－退職所得控除額^{※1}) × 0.5 ● 特定役員退職手当等(役員等としての勤続年数が5年以下である方が支払を受ける退職金のうち、その役員等としての勤続年数に対応する退職金として支払を受ける退職金)のみの場合 特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額^{※1} ● 一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合(⑦+⑧) $\textcircled{7} \quad \{\text{一般退職手当等の収入金額} - (\text{退職所得控除額}^{\ast\ast1} - \text{特定役員退職所得控除額}^{\ast\ast2})\} \times 0.5$ \textcircled{A} $\textcircled{8} \quad \text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{特定役員退職所得控除額}^{\ast\ast2}$ \textcircled{B} \textcircled{C} \textcircled{D} <p>なお、次の(1)又は(2)に当てはまるときは、上記によらず次によります。</p> <p>(1) $\textcircled{A} < \textcircled{B}$ のとき (特定役員退職手当等の収入金額 + 一般退職手当等の収入金額)－退職所得控除額^{※1}</p> <p>(2) $\textcircled{C} < \textcircled{D}$ のとき {一般退職手当等の収入金額－(退職所得控除額^{※1}－特定役員退職手当等の収入金額)} × 0.5</p> <p>※1 退職所得控除額は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勤続年数が20年までの場合 40万円×勤続年数(80万円より少ないときは80万円) ● 勤続年数が20年を超える場合 70万円×勤続年数－600万円 障害者となつことにより退職した場合は、上記で計算した金額に100万円を加算します。 <p>※2 特定役員退職所得控除額は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間の重複がない場合 40万円×特定役員等勤続年数 ● 特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間の重複がある場合 40万円×(特定役員等勤続年数－重複勤続年数) + 20万円×重複勤続年数 <p>◎ 退職所得の収入金額と退職所得控除額については、申告書第三表「○ 退職所得に関する事項」欄に記載し、特定役員退職手当等がある場合には、その収入金額と退職所得控除額を上段に括弧書きで内書きしてください。</p>
⑦ 予定納税をしている方	確定申告の必要がない場合

10 平成29年分の所得税等の確定申告から適用される主な改正事項

- 1 その年中に健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う居住者が、平成29年1月1日以後に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除は、その者の選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができるとされました。
 - 2 医療費控除について、その適用を受ける者は、「医療費控除の明細書」又は医療保険者等が発行する医療費通知書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととされました(セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を適用する場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」を添付します。)。
 - 3 給与所得控除の上限額が220万円(給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除額)に引き下げられました。
 - 4 特定改築等住宅借入金等特別控除について、その適用対象となる工事に特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等を加えるとともに、税額控除率2%の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定断熱改修工事等と併せて行う特定耐久性向上改修工事等に要した費用に相当する住宅借入金等が加えられました。
 - 5 住宅特定改修特別税額控除について、その適用対象となる工事に住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行う耐久性向上改修工事等を加えるとともに、その控除額を住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事等に係る標準的な工事費用相当額の合計額(250万円(一般断熱改修工事等と併せて太陽光発電装置の設置工事を行う場合には、350万円)を限度)の10%に相当する金額とされました。
 - 6 非居住者に対する課税原則について、総合主義に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のODECDモデル租税条約に沿った帰属主義に見直すことに伴い、従来の国内において行う事業から生ずる所得に代えて恒久的施設に帰せられる所得を国内源泉所得の一つとするなど、所要の改正が行われました。
- ※ 詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただぐか、最寄りの税務署にお尋ねください。国税庁ホームページでは、『平成29年分所得税の改正のあらまし』のほか、各種説明書を提供しています。

11 納税が遅れた場合など

納税が納期限(平成30年3月15日(木))に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付してください。

- ※ 平成30年3月15日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は、平成30年3月16日から同年5月15日までの間は年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合、平成30年5月16日以降は年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合となります。
なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

12 申告に誤りがあった場合など

- 申告をした税額等に誤りがあった場合には、次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告書」を提出して正しい額に訂正する(※1)。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求書」を提出して正しい額への訂正を求める(※2)。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正しない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

- 期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告してください。
なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。
- 税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

13 売上高が1,000万円を超える場合(消費税について)

1. 平成29年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方

平成29年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、平成31年分の消費税の課税事業者に該当します。新たに課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書(基準期間用)』を速やかに住所地等の所轄税務署に提出してください。

消費税の納付税額は、原則として、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。ただし、平成29年分の課税売上高が5,000万円以下の場合には、「簡易課税制度」を選択することにより、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算せずに、課税売上げに係る消費税額に、一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付税額を計算できます。

平成31年分から簡易課税制度を適用して申告する場合には、平成30年12月31日までに『消費税簡易課税制度選択届出書』を住所地等の所轄税務署に提出してください。

- ※1 平成30年分の基準期間である平成28年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成29年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、平成30年分の消費税の課税事業者に該当します。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によるものであります。
上記の判定により課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書(特定期間用)』を速やかに住所地等の所轄税務署に提出してください。
- ※2 課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引(事業活動に付随して行われる取引、例えば、事業用建物の売却なども含まれます。)の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、土地の売却収入、住宅賃貸、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。また、原稿料、印税、講演料、出演料、講師謝金、インターネットによるサイドビジネス収入なども課税売上高に該当します。
- ※3 一般課税の方(簡易課税制度の適用を受けない方)は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができませんのでご注意ください。

2. 平成27年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

平成27年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、平成29年分の消費税の課税事業者に該当します。この場合、平成30年4月2日(月)までに消費税の確定申告と納税を行なう必要があります。

- ※1 平成27年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成28年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、平成29年分の消費税の課税事業者に該当します。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によるものであります。
- ※2 高額特定資産の仕入れ等を行った個人事業者の方は、その仕入れ等を行った日の属する年分の翌年分以後において、事業者免点制度及び簡易課税制度の適用が制限される場合があります。経過措置を含め、詳しくは、国税庁ホームページの『消費税法改正のお知らせ(平成28年4月)(平成28年11月改訂)』をご覧ください。

消費税の一般的な事項や手続は『消費税のあらまし』を、申告や納税の手続は『消費税及び地方消費税の確定申告の手引き』をご覧ください。『消費税のあらまし』のほか、各種説明書及び届出書は、国税庁ホームページに掲載しています。

この手引きにおいて使用している用語の解説です。

◆ 総所得金額等

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算（→10ページ）後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

◆ 合計所得金額

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算（→10ページ）後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、「◆ 総所得金額等」で掲げた繰越控除を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。

◆ 生計を一にする

日常の生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

◆ 障害者

平成29年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方

- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

◆ 特別障害者

障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にて、複雑な介護を受けなければならない方 など

国税庁ホームページのタックスアンサーでは、このほかの用語についてもキーワードで検索できます。

◆ 同居特別障害者

特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方

※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいません。

◆ 控除対象配偶者

配偶者のうち、次のいずれにも該当する方

- 平成29年12月31日(年の中途で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、あなたと生計を一としている。
- 平成29年分の合計所得金額が38万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
- ※ 配偶者の収入がパート収入（給与所得）のみの場合における所得金額の計算（→7ページ）
- ※ 配偶者の収入が公的年金（雑所得）のみの場合における所得金額の計算（→8ページ）

◆ 国外居住親族

非居住者（国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人）である親族をいいます。確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付等が必要です（→36ページ）。

◆ 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）

◆ 扶養親族

平成29年12月31日（年の中途で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれにも該当する方

- 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）又は市町村長から養護を委託された老人である。
- あなたと生計を一としている。
- 平成29年分の合計所得金額が38万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けっていない又は白色申告者の事業専従者でない。

◆ 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、平成14年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）

◆ 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）

◆ 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）

◆ 同居老親等

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方

※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいません。

～お知らせ～

○ 医療費控除の添付書類が変わりました。

平成29年分の確定申告から、医療費控除の適用を受ける場合、「医療費控除の明細書」の添付が必要となります(セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」)。医療費等の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書は、自宅で保存する必要があります。
※ 平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

○ ふるさと納税(寄附金控除)の申告漏れにご注意ください。

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している方であっても、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。

※ ふるさと納税ワンストップ特例

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税先の自治体が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出すれば、所得税の確定申告をせずに、住民税からふるさと納税の寄附金控除を受けられます。

○ 財産債務調書制度について

確定申告が必要な方（➡30ページ）で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超える、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出時課税制度の対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、その年の翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければならないこととされています（平成29年12月31日分の財産債務調書の提出期限は、平成30年3月15日（木）です。）。

詳しくは、国税庁ホームページの『財産債務調書制度に関するお知らせ』をご覧ください。

○ 国外財産調書制度について

居住者（非永住者を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければならないこととされています（平成29年12月31日分の国外財産調書の提出期限は、平成30年3月15日（木）です。）。

詳しくは、国税庁ホームページの『国外財産調書制度に関するお知らせ』をご覧ください。

～市区町村からのお知らせ～ 詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

○ 年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う個人住民税の申告について

年金所得者に係る確定申告不要制度（➡8ページ）により所得税等の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは個人住民税の申告が必要です。

①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき

②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

○ 公的年金等に係る個人住民税の特別徴収（引き落とし）について

平成29年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、平成29年4月3日から平成30年4月2日までに誕生日を迎える65歳になられた方は、平成30年度より新たに特別徴収の対象者となります。

○ 上場株式等に係る配当所得等の申告について

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合（個人住民税において上場株式等に係る配当所得等について、申告を要しない場合も含みます。）、個人住民税の申告書の提出が必要です。

○ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除（➡20ページ）額がある場合、翌年度分（平成30年度分）の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、原則として平成30年3月15日（木）までに住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。

3. 申告書に添付・提示する書類

申告書を提出する前に、これらの書類が揃っているかチェックしましょう。



申告書を提出するときに、以下の書類をその区分に応じ添付するか又は提示しなければなりません。

※ 書類を添付する場合は、『添付書類台紙』などに貼って申告書と一緒に提出します。

○申告書に記載された**申告者ご本人のマイナンバー**（個人番号）については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

		本人確認書類	チェック欄	添付又は提示				
マイナンバーカードをお持ちの方		マイナンバーカード(個人番号カード) ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の写しが必要です。	<input type="checkbox"/>					
マイナンバーカードをお持ちでない方		<p>①番号確認書類及び②身元確認書類</p> <table border="1"> <tr> <td>① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</td><td>●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります。)などのうち、いずれか1つ</td></tr> </table> <p>+</p> <table border="1"> <tr> <td>② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</td><td>●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カードなどのうち、いずれか1つ</td></tr> </table>	① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります。)などのうち、いずれか1つ	② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カードなどのうち、いずれか1つ	<input type="checkbox"/>	添付又は提示 本人確認書類の写しを、添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する又は本人確認書類を、提出の際に提示する
① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限ります。)などのうち、いずれか1つ							
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カードなどのうち、いずれか1つ							

※1 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

※2 青色申告書を提出する方は、①番号確認書類の写しの添付又は提示を省略することができます。

ただし、還付申告(予定納税額があることによる還付申告を除きます。)及び相続人から提出される準確定申告の方は、番号確認書類の提示等が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

○申告内容に応じて次の書類の添付又は提示が必要です。

項目等	添付又は提示すべき書類	チェック欄	添付又は提示
事業・営業等	青色申告者 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『青色申告決算書』	<input type="checkbox"/>	添付
事業・農業	白色申告者 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『収支内訳書』	<input type="checkbox"/>	申告書と一緒に提出する
不動産		<input type="checkbox"/>	
配 当	<p>上場株式等に係る配当等について申告する場合は、申告する配当等の種類に応じた次の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ●オーブン型証券投資信託収益の分配の支払通知書 ●配当等とみなす金額に関する支払通知書 ●上場株式配当等の支払通知書 ●特定口座年間取引報告書 	<input type="checkbox"/>	添付 添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する
給 与	<p>給与等の支払者から受領した『給与所得の源泉徴収票』(原本)</p> <p>○給与所得者の特定支出控除を受ける場合は、HP『給与所得者の特定支出控除について』を参照してください。</p>	<input type="checkbox"/>	添付 添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する
雑・公的年金等	公的年金等の支払者から受領した『公的年金等の源泉徴収票』(原本)	<input type="checkbox"/>	
雑損控除	⑩ 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	<input type="checkbox"/>	添付又は提示
医療費控除	<p>医療費控除の明細書(→13ページ) (※)</p> <p>医療費通知(医療費のお知らせ) (原本)</p> <p>○医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合に限ります。</p>	<input type="checkbox"/>	添付 申告書と一緒に提出する
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	<p>各種証明書等(おむつ証明書など)</p> <p>セルフメディケーション税制の明細書(→13ページ) (※)</p> <p>適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類</p>	<input type="checkbox"/>	添付又は提示 添付 申告書と一緒に提出する 添付又は提示
社会保険料控除	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等(※1)	<input type="checkbox"/>	添付又は提示 添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する又は提出の際に提示する
小規模企業共済等掛金控除	⑬ 支払った掛金額の証明書(※1)	<input type="checkbox"/>	

※ 経過措置により平成29年分から平成31年分までの確定申告については、明細書を添付せずに医療費等の領収書の添付又は提示によることもできます。

項目等	添付又は提示すべき書類	チェック欄	添付又は提示
生命保険料控除	(14) 支払額などの証明書（旧生命保険料に係るもので1契約9千円以下のものを除きます。）（※1）	<input type="checkbox"/>	
地震保険料控除	(15) 支払額などの証明書（※1）	<input type="checkbox"/>	
寄附金控除	(16) ●寄附した団体などから交付された寄附金の受領証 ●特定の公益法人や学校法人などに対する寄附や、一定の特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人や信託が適格であることなどの証明書又は認定証の写し ●政治献金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（※2）	<input type="checkbox"/>	添付又は提示 添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する 又は提出の際に提示する
勤労学生控除	(19) 各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書（※1）	<input type="checkbox"/>	
障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除	(20) (23) 国外居住親族について控除の適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」（※3）	<input type="checkbox"/>	
「」(区分)	(29) 適用を受ける控除の計算に関する明細書等	<input type="checkbox"/>	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	(30) HP参照：『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』、『特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	添付 申告書と一緒に提出する
政党等寄附金特別控除	(31) 『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』等 (32) 選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」（※2）	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	添付 添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する
認定NPO法人等寄附金特別控除	(33) HP参照：『認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	添付 (添付書類台紙などに貼って)申告書と一緒に提出する
公益社団法人等寄附金特別控除	(34) HP参照：『公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	
住宅耐震改修特別控除	(35) HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	
住宅特定改修特別税額控除	(36) HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	添付
認定住宅新築等特別税額控除	(37) HP参照：『認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	申告書と一緒に提出する
外国税額控除	(38) 『外国税額控除に関する明細書』 (39) 外国所得税を課税されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

※ 1 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。

※ 2 確定申告書を提出するときまでに「寄附金（税額）控除のための書類」の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

※ 3 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その国外居住親族があなたの親族であることを証するものをいいます。

①戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

・「送金関係書類」とは、次の①又は②の書類で、あなたがその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたから国外居住親族に支払をしたことなどを明らかにする書類②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したこと等を明らかにする書類

・いずれの書類も、外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。
・給与等（公的年金等）の源泉徴収又は年末調整において、源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。

◆ このほか、付表や計算書などを使用した方は、その計算書なども申告書と一緒に提出します。

◆ 付表、計算書、明細書及び説明書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

4. 振替納税の新規(変更)申込み

申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の振替納税を新規に利用される方又は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、次の「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

- 振替納税(口座振替)は全国の銀行(ゆうちょ銀行を含みます。)、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 振替納税には普通預金、当座預金、納税準備預金、通常貯金等がご利用になれます。
※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。また、インターネット専用銀行等の一部の金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用になれない場合があります。
- 提出の際には申告書や添付書類台紙に貼らないでください。

【注意】 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

(提出先の税務署名を書いてください。)

税務署長あて

氏名

印

しい氏
まで名
す。押を
印書

私が納付する

- 申告所得税及復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
 - 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

について、

平成 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※税務署
整理欄

[整理]
番号

--	--	--	--

[金融機]
関番号

--	--	--	--

[振替]
区分

[入力]
日付

[送付]
日付

二重線
で抹消
します。
のみなら
ず。

(この依頼書の提出年月日を書きます。)

預貯金口座振替依頼書

平成 年 月 日

金融機関名

銀行・信 用 金 庫
労 働 金 庫 ・ 信 用 組 合
漁 協 ・ 農 協

本 店 ・ 支 店
本 所 ・ 支 所
出張所

御 中

あなたの
住所

(〒) 電話 ()

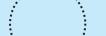
きの預
名貯
ます。義
金。を口
書座

(申告納税地)

氏
名

(フリガナ)

(金融機関お届け印)



銀行
以外

預金の種類

1 普通 2 当座 3 納税準備

金融機関
使 用 欄

ゆうちょ
銀行

口座番号

ゆうちょ
銀行

記号番号

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- 申告所得税及復興特別所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
 - 消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定 (必ず確認してください。)

- 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかるわざ、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
- 貴店(組合)に対して領収証書の請求はいたしません。

このページは切り離してご利用ください。
機関座振替をする店名
等を書きます。
この依頼書の提出年月日を書きます。

あなたの住の住所を書きます。
申書

預
印影
直し
印を押
す。印
は、し
ま

二重線
で抹消
します。
のみなら
ず。

5. 下書き用申告書

下書き用申告書(第二表)

* 第一表は、この裏面にあります。

申告書作成の際に切り離すなどしてご利用ください。



○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
		円	円
	(44) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	円	

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
		円	円	円

○ 特例適用条文等

（記入欄）

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	統柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。	明・大 昭・平	・		円
	個人番号は、提出用の申告書に記入してください。	明・大 昭・平	・		

(22) 扶養控除額の合計

円

○ 住民税・事業税に関する事項

(50) 専従者給与(控除)額の合計額

円

住民税	扶養親族の氏名	個人番号	統柄	生年月日	別居の場合の住所	寄附金税額控除	
						都道府県、市区町村分	
						住所地の共同暮合会、日赤支部分	
		個人番号は、提出用の申告書に記入してください。	平	・		条例指定分	都道府県
		個人番号は、提出用の申告書に記入してください。	平	・		市区町村	
		個人番号は、提出用の申告書に記入してください。	平	・			
	配当に関する住民税の特例	円	非居住者の特例	円	給与・公的年金等に係る所得以外(平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	○	給与から差引き
	配当割額控除額		株式等譲渡所得割額控除額			○	自分で納付
	事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	前年中の開業	開始・廃止月日
		不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			円	他都道府県の事務所等	○
	別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与	円
							一連番号

申告手続の流れ
記載例

手順1
手順2

手順3
手順4

手順5
手順6

知っておきたいこと
添付書類

振替納税申込み書
下書き用申告書

下書き用申告書

下書き用申告書(第一表)

(単位は円)

収入金額等	事業	営業等	(ア)	<input type="text"/>				
	農業	(イ)	<input type="text"/>					
	不動産		(ウ)	<input type="text"/>				
	利子		(エ)	<input type="text"/>				
	配当		(オ)	<input type="text"/>				
	給与		(カ)	<input type="text"/>				
	雑	公的年金等	(キ)	<input type="text"/>				
		その他	(ク)	<input type="text"/>				
	総合譲渡	短期	(ケ)	<input type="text"/>				
		長期	(コ)	<input type="text"/>				
	一時		(サ)	<input type="text"/>				
	所得金額	事業	営業等	(①)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
農業		(②)	<input type="text"/>					
不動産		(③)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
利子		(④)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
配当		(⑤)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
給与		区分	(⑥)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
雑		(⑦)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
総合譲渡・一時 (サ)+(③+⑦)×1/2		(⑧)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
合計			(⑨)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
所得から差し引かれる金額	雑損控除			(⑩)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	医療費控除			区分	(⑪)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	社会保険料控除			(⑫)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	小規模企業共済等掛金控除			(⑬)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	生命保険料控除			(⑭)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	地震保険料控除			(⑮)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	寄附金控除			(⑯)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	寡婦、寡夫控除			(⑰)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	勤労学生、障害者控除			(⑲) ~(⑳)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
	配偶者(特別)控除			区分 (㉑) ~(㉒)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
扶養控除			(㉓)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
基礎控除			(㉔)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
合計			(㉕)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		

課税される所得金額 (⑨~㉙)又は第三表 上の㉚に対する税額 又は第三表の㉛	(㉖)	<input type="text"/>	〇〇〇				
配当控除	(㉗)	<input type="text"/>					
区分	(㉘)	<input type="text"/>					
(特定増改築等)区分 住宅借入金等特別控除	(㉙)	<input type="text"/>					
政党等寄附金等特別控除	(㉚) ~(㉛)	<input type="text"/>					
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除	(㉜) ~(㉟)	<input type="text"/>					
差引所 得 税 額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉟)	(㉞)	<input type="text"/>					
災害減免額	(㉙)	<input type="text"/>					
再差引所 得 税 額 (基準所得税額) (㉙-㉙)	(㉙)	<input type="text"/>					
復興特別所得税額 (㉙)×2.1%	(㉙)	<input type="text"/>					
所得税及び復興特別所得税額 (㉙+㉙)	(㉙)	<input type="text"/>					
外国税額控除	区分	(㉙)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	(㉙)	<input type="text"/>					
所得税及び復興特別 所得税の申告納税額	(㉙-㉙)	<input type="text"/>					
所得税及び復興特別 所得税の第1期分・第2期分	(㉙-㉙)	<input type="text"/>					
所得税及び復興 特別所得税の 第3期分の税額 (㉙-㉙)	納める税金	(㉙)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	〇〇
未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	還付される税金	(㉙)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	△
配偶者の合計所得金額	(㉙)	<input type="text"/>					
専従者給与(控除)額の合計額	(㉙)	<input type="text"/>					
青色申告特別控除額	(㉙)	<input type="text"/>					
繰り戻し・一時所得等の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	(㉙)	<input type="text"/>					
未納付の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	(㉙)	<input type="text"/>					
本年分で差し引く繰越損失額	(㉙)	<input type="text"/>					
平均課税対象金額	(㉙)	<input type="text"/>					
変動・臨時所得金額	区分	(㉙)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
申告期限までに納付する金額	(㉙)	<input type="text"/>	〇〇				
延納届出額	(㉙)	<input type="text"/>	〇〇〇				

⚠️ **復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください!!**

確定申告書の作成に当たっては、
復興特別所得税額の記入漏れのないようご注意ください。

再差引所 得 税 額 (基準所得税額) (㉙-㉙)	(㉙)	1	9	6	5	0
復興特別所得税額 (㉙)×2.1%	(㉙)	4	1	2	6	
所得税及び復興特別所得税額 (㉙+㉙)	(㉙)	2	0	0	6	2